

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月1日	I-1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容(別添1)事務の内容 介護保険給付に関する事務	(※追加記載)	・情報の流れ(図) ⑩非課税年金情報 「日本年金機構・共済組合→福岡県国民健康保険団体連合会→介護保険システム」 ・備考 ＜日本年金機構、共済組合との情報連携＞ ⑩国民健康保険団体連合会を経由して、日本年金機構及び共済組合より、非課税年金受給者の情報を得る。	事後	制度改正に伴い情報(個人番号を含まない)の流れを追記したものであり、重要な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年7月1日	II-2.基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・年金関係情報:保険料の算定や給付費の支給決定、年金からの保険料の特別徴収を行うため。	・年金関係情報:保険料の算定や給付費の決定、負担限度額の認定、年金からの保険料の特別徴収を行うため。	事後	制度改正に伴う事務の追記であり、重要な変更にあたる項目ではなく、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年7月1日	II-2.基本情報 ⑤保有開始日	平成27年11月(予定)	平成27年12月	事後	実際の保有開始日に記載内容を変更するものであり、重要な変更にあたる項目ではなく、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年7月1日	II-3.特定個人情報の入手・使用 ①入手元	その他(福岡県国民健康保険団体連合会、福岡県後期高齢者医療広域連合、共済組合 等)	その他(福岡県国民健康保険団体連合会、福岡県後期高齢者医療広域連合、共済組合、地方公共団体情報システム機構 等)	事後	「住民基本台帳ネットワークシステム」の入手元を正しく記載するものであり、重要な変更にあたらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年7月1日	III-7.特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	発生日(平成25年6月)より3年経過することに伴う記載内容の変更であり、重要な変更にあたる項目ではなく、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年7月1日	III-7.特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	システムのデータ更新のため、区役所へDVDで個人情報データを運搬していた委託業者が、運搬中の交通機関車内にDVDを置き忘れた。	※記載削除	事後	発生日(平成25年6月)より3年経過することに伴う記載内容の変更であり、重要な変更にあたる項目ではなく、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年7月1日	III-7.特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	DVDで運搬していたデータを、専用線による伝送方式にシステムを改修した。	※記載削除	事後	発生日(平成25年6月)より3年経過することに伴う記載内容の変更であり、重要な変更にあたる項目ではなく、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年7月1日	IV-1.監査 ①自己点検	＜本市における措置＞ 年に1回、担当部署内において実施している自己点検に用いるチェック項目に、「評価書の記載内容通りの運用がなされていること」に係る内容を追加し、運用状況を確認する。	＜本市における措置＞ 年に1回、評価書の定期見直し時に行う自己点検チェックの中で、評価書の記載内容が運用実態と相違がないことも含めて確認している。	事後	自己点検方法の記載内容を実態に合わせた内容に修正しただけであり、重要な変更にあたらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年7月1日	IV-2.従業員に対する教育・啓発 具体的な方法	＜本市における措置＞ (1)情報セキュリティ研修について ・全職員を対象として情報セキュリティ研修を毎年度実施(eラーニング形式)し、個人情報の取扱いを含めた情報セキュリティに関する基礎的な知識の習得及び情報セキュリティに対する意識の向上を図っている。 ・新規採用職員を対象とした研修、情報セキュリティ責任者(課長)を対象とした研修、希望者を対象とした研修等、それぞれの役割に応じた特別研修を毎年度実施(集合研修形式)している。 ・外部講師(福岡県警のサイバーテロ対策の専門家やJ-LISより派遣される講師等)を招き、情報セキュリティ講習会の開催を行っている。 (2)情報セキュリティに係る各種周知について ・情報セキュリティポータルや情報セキュリティニュース、注意喚起等により、情報セキュリティポリシー等各規程の内容や情報セキュリティに関する様々な情報を積極的に周知し、職員の意識向上を図っている。 ・個人情報の適切な取り扱いや情報セキュリティポリシー等に基づき遵守すべき事項について情報公開室等と連携して通知する等、情報セキュリティに関して継続的に周知を行っている。	＜本市における措置＞ (1)研修について ・全職員を対象とした情報セキュリティ研修を毎年度実施(eラーニング形式)し、個人情報の取扱いを含めた情報セキュリティに関する基礎的な知識の習得及び情報セキュリティに対する意識の向上を図っている。 ・情報セキュリティ及び個人情報の取扱いについて、新規採用職員を対象とした研修、情報セキュリティ責任者及び担当課個人情報保護責任者(課長)を対象とした研修等、それぞれの役割に応じた特別研修を毎年度実施(集合研修形式)している。 ・外部講師(福岡県警のサイバーテロ対策の専門家やJ-LISより派遣される講師等)を招き、情報セキュリティ講習会の開催を行っている。 (2)各種周知について ・情報セキュリティポータルや情報セキュリティニュース、注意喚起等により、情報セキュリティポリシー等各規程の内容や情報セキュリティに関する様々な情報を積極的に周知し、情報セキュリティについての職員の意識向上を図っている。 ・個人情報の適切な取り扱いや情報セキュリティポリシー等に基づき遵守すべき事項について関係課と連携して通知する等、情報セキュリティ及び個人情報の取扱いに関して継続的に周知を行っている。	事後	情報セキュリティだけでなく、個人情報の取扱いに関する内容の追記に伴う記載内容の変更であり、重要な変更にあたらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年8月8日	I-6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、117の項	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の項	事後	番号法別表第二の改正に伴う追記であり、重要な変更にあたらず、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月8日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(別紙1) 提供先21	(※追加記載)	提供先21 都道府県知事 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号別表第二第8の項 ②提供先における用途 児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 介護保険の被保険者(資格喪失者含む) ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	事後	番号法別表第二の改正に伴う追記であり、重要な変更該当する項目ではなく、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年8月8日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(別紙1) 提供先22	(※追加記載)	提供先22 市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号別表第二第11の項 ②提供先における用途 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 介護保険の被保険者(資格喪失者含む) ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	事後	番号法別表第二の改正に伴う追記であり、重要な変更該当する項目ではなく、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年8月8日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(別紙1) 提供先23	(※追加記載)	提供先23 都道府県知事又は市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号別表第二第108の項 ②提供先における用途 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 介護保険の被保険者(資格喪失者含む) ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	事後	番号法別表第二の改正に伴う追記であり、重要な変更該当する項目ではなく、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年1月27日	Ⅰ-1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	介護保険法及び福岡市介護保険条例等の規定に基づき、介護保険の被保険者資格、保険料賦課・徴収、要介護(要支援)認定、給付に関する事務を行っている。	介護保険法及び福岡市介護保険条例、福岡市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例等の規定に基づき、介護保険の被保険者資格、保険料賦課・徴収、要介護(要支援)認定、給付、介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)に関する事務を行っている。	事前	①重要な変更(特定個人情報を取り扱う事務の追加に伴う追記)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月27日	I-1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(※追加記載)	⑯総合事業利用届出(介護予防ケアマネジメント作成依頼届、基本チェックリスト等)の登録及び判定 ⑰事業対象者(総合事業)の資格管理 ⑱総合事業高額介護予防サービス費相当事業の支給申請、支給決定 ⑲総合事業高額医療合算介護予防サービス費相当事業の支給申請、支給決定 ⑳保険者事務共同処理業務 ⑭及び⑲の事務に個人番号を利用し、本市の介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを行う。 ※本市では、㉔について、福岡県国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「個人番号異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供する。	事前	①重要な変更(特定個人情報を取り扱う事務及び委託先の追加に伴う追記)
平成29年1月27日	I-2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	5 給付・受給情報管理 ①居宅サービス計画届出登録の機能(中略) ⑩給付実績から高額介護サービス費対象者を把握・管理する機能 ⑪給付実績から高額医療・介護合算サービス費対象者を管理する機能 ⑫事業所情報を管理する機能	5 給付・受給情報管理(総合事業に関するものを含む) ①居宅サービス計画届出及び介護予防ケアマネジメント作成依頼届出を登録する機能(中略) ⑩給付実績から高額介護(介護予防)サービス費及び総合事業高額介護予防サービス費相当事業対象者を把握・管理する機能 ⑪給付実績から高額医療・介護(介護予防)合算サービス費及び総合事業高額医療合算介護予防サービス費相当事業対象者を管理する機能 ⑫事業所情報を管理する機能 ⑬事業対象者(総合事業)を判定・登録する機能	事前	②事後で足りるものの任意に事前に提出(特定個人情報を取り扱う事務の追加に伴う追記)
平成29年1月27日	I-2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5	(※追加記載)	①システムの名称 伝送通信ソフト ②システムの機能 伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。 1 個人番号異動連絡票データの送信 個人番号異動連絡票データを暗号化し、国保連合会へ送信する。 2 個人番号訂正連絡票データの送信 個人番号訂正連絡票データを暗号化し、国保連合会へ送信する。	事前	②事後で足りるものの任意に事前に提出(特定個人情報を取り扱う委託先の追加に伴う追記)
平成29年1月27日	I-5.個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項 別表第一の68の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項 別表第一の68の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条	事後	法律名称誤りによる修正であり、重要な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年1月27日	I-6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、第3条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条 (別表第二における情報照会の根拠) (中略) ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、16の2、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、117、119の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の2、第15条、第19条、第25条、第25条の2、第30条、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条の2、第59条の3 (別表第二における情報照会の根拠) (中略) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条	事後	番号法別表第二の主務省令の改正に伴う追記及び文言整理による修正であり、重要な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年1月27日	I-1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容(別添1)事務の内容 介護保険給付に関する事務	介護保険給付に関する事務 <情報の流れ(図)> ⑦高額合算介護(介護予防)サービス費支給対象者情報 ⑨情報流れ(矢印):特定個人情報の流れ ⑪サービス計画届出→サービス利用	介護保険給付に関する事務(総合事業に関する事務を含む) <情報の流れ(図)> ⑦高額合算介護(介護予防)サービス費等支給対象者情報 ⑨情報の流れ(矢印):特定個人情報を含まない情報の流れ ⑪サービス計画等届出→サービス利用 介護保険システムと国保連合会の流れに「伝送通信ソフト」を追記	事前	①重要な変更(特定個人情報を取り扱う事務及び委託先の追加に伴う追記)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月27日	I-1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容(別添1)事務の内容 介護保険給付に関する事務	・備考 <国民健康保険団体連合会との情報連携> ⑦国民健康保険団体連合会と高額合算介護(介護予防)サービス費の支給申請情報の受け取り、補正情報を送付する。 ⑧福岡県国民健康保険団体連合会から給付実績情報と医療関係情報の提供を受ける。 ⑧福岡県国民健康保険団体連合会へ受給者台帳情報を送付する。 <各種給付申請、決定、認定証等の交付> ⑫⑬ ・住宅改修費、福祉用具購入費:申請により、支給額を決定し、決定通知書を送付する。 ・高額介護(介護予防)サービス費:申請により、①～④の情報をもとに、負担段階を決定し、決定通知書を送付する。 ・高額医療合算介護(介護予防)サービス費:①～⑦、⑨の情報をもとに、支給対象者を把握し、勧奨通知を発送する。 申請により国民健康団体連合会及び福岡県後期高齢者医療広域連合と情報連携して、支給決定し、決定通知書を送付する。	・備考 <国民健康保険団体連合会との情報連携> ⑦福岡県国民健康保険団体連合会から、伝送通信ソフトにより、高額合算介護(介護予防)サービス費及び総合事業高額医療合算介護予防サービス費相当事業の支給申請情報の受け取り、補正情報を送付する。 ⑧福岡県国民健康保険団体連合会から、伝送通信ソフトにより、給付実績情報と医療関係情報の提供を受ける。 ⑧福岡県国民健康保険団体連合会へ、伝送通信ソフトにより、受給者台帳情報を送付する。 <各種給付申請、決定、認定証等の交付> ⑫⑬ ・住宅改修費、福祉用具購入費:申請により、支給額を決定し、決定通知書を送付する。 ・高額介護(介護予防)サービス費及び総合事業高額介護予防サービス費相当事業:申請により、①～④の情報をもとに、負担段階を決定し、決定通知書を送付する。 ・高額医療合算介護(介護予防)サービス費及び総合事業高額医療合算介護予防サービス費相当事業:①～⑦、⑨の情報をもとに、支給対象者を把握し、勧奨通知を発送する。	事前	①重要な変更(特定個人情報を取り扱う事務及び委託先の追加に伴う追記)
平成29年1月27日	I-1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容(別添1)事務の内容 介護保険給付に関する事務	・備考 <サービス計画の届出> ⑪要介護(要支援)認定を受けた被保険者が、居宅介護サービス計画作成依頼の届出を行う。 <給付費の支給、給付費通知書の発送> ⑭介護サービスの利用者に対して、給付費を支給する ⑮介護サービスの利用者に対して、1年に1回、介護サービス利用状況を送付する(介護給付費通知)。	・備考 <サービス計画等の届出> ⑪要介護(要支援)認定を受けた被保険者が、居宅介護サービス計画作成依頼又は介護予防ケアマネジメント作成依頼の届出を行う。 <給付費の支給、給付費通知書の発送> ⑭介護サービス及び総合事業の利用者に対して、給付費を支給する ⑮介護サービス及び総合事業の利用者に対して、1年に1回、介護サービス及び総合事業利用状況を送付する(介護給付費通知)。	事前	①重要な変更(特定個人情報を取り扱う事務の追加に伴う追記)
平成29年1月27日	II-3.特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	<福岡県国民健康保険団体連合会> ・給付費関係データ及び高額医療合算介護(介護予防)サービス費支給申請データを月次で入手	<福岡県国民健康保険団体連合会> ・給付費関係データ及び高額医療合算介護(介護予防)サービス費及び総合事業高額医療合算介護予防サービス費相当事業支給申請データを月次で入手	事前	②事後で足りるものの任意に事前に提出(特定個人情報を取り扱う事務及び委託先の追加に伴う追記)
平成29年1月27日	II-3.特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	・本人又は本人の代理人から介護保険法等の規定による各種届出・申請を受け、正確に記録し、被保険者資格、保険料賦課・徴収、給付費支給決定、要介護(要支援)認定に係る事務を適切に行う必要がある。 (中略) ・資格、保険料賦課・徴収、給付費支給決定、要介護(要支援)認定に係る事務に必要な範囲内で、情報提供ネットワークにより情報収集を適宜行う必要がある。	・本人又は本人の代理人から介護保険法等の規定による各種届出・申請を受け、正確に記録し、被保険者資格、保険料賦課・徴収、給付費支給決定、要介護(要支援)認定、総合事業に係る事務を適切に行う必要がある。 (中略) ・資格、保険料賦課・徴収、給付費支給決定、要介護(要支援)認定、総合事業に係る事務に必要な範囲内で、情報提供ネットワークにより情報収集を適宜行う必要がある。	事前	②事後で足りるものの任意に事前に提出(特定個人情報を取り扱う事務の追加に伴う追記)
平成29年1月27日	II-3.特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	5 給付に係る事務 ・福岡県国民健康保険団体連合会より保険給付の実績データを取り込み、給付実績の把握・管理を行う。介護サービス利用者には、年に1回、利用状況を住民関係情報の住所又は本人等から申し出のあった送付先住所に送付する(介護給付費通知書)。 ・介護サービス利用開始時に、本人の申請により税関係情報(所得状況・課税状況)、生活保護関係情報、年金関係情報をもとに負担割合を判定し、住民関係情報の住所又は本人等から申し出のあった送付先住所に負担割合証を送付する。また、転入者については、転出前の市区町村に対し、所得照会を行う。 ・高額介護(介護予防)サービス費の申請により税関係情報(所得状況・課税状況)、住民関係情報、生活保護関係情報、年金関係情報をもとに高額限度額を決定し、住民関係情報の住所又は本人等から申し出のあった送付先住所に決定通知書を送付する。 (中略) ・医療関係情報、税関係情報(所得状況・課税状況)、住民関係情報をもとに、高額医療合算介護(介護予防)サービス費の対象者を把握し、申請勧奨を行う。本人の申請により、福岡県国民健康保険団体連合会及び福岡県後期高齢者医療広域連合と情報連携して支給決定し、住民関係情報の住所又は本人等から申し出のあった送付先住所に決定通知書を送付する。	5 給付に係る事務(総合事業に関する事務を含む) ・福岡県国民健康保険団体連合会より給付の実績データを取り込み、給付実績の把握・管理を行う。介護サービス及び総合事業利用者には、年に1回、利用状況を住民関係情報の住所又は本人等から申し出のあった送付先住所に送付する(介護給付費通知書)。 ・税関係情報(所得状況・課税状況)、生活保護関係情報、年金関係情報をもとに負担割合を判定し、住民関係情報の住所又は本人等から申し出のあった送付先住所に負担割合証を送付する。また、転入者については、転出前の市区町村に対し、所得照会を行う。 ・高額介護(介護予防)サービス費及び総合事業高額介護予防サービス費相当事業の申請により税関係情報(所得状況・課税状況)、住民関係情報、生活保護関係情報、年金関係情報をもとに高額限度額を決定し、住民関係情報の住所又は本人等から申し出のあった送付先住所に決定通知書を送付する。 (中略) ・医療関係情報、税関係情報(所得状況・課税状況)、住民関係情報をもとに、高額医療合算介護(介護予防)サービス費及び総合事業高額医療合算介護予防サービス費相当事業の対象者を把握し、申請勧奨を行う。本人の申請により、福岡県国民健康保険団体連合会及び福岡県後期高齢者医療広域連合と情報連携して支給決定し、住民関係情報の住所又は本人等から申し出のあった送付先住所に決定通知書を送付する。	事前	①重要な変更(特定個人情報を取り扱う事務及び委託先の追加に伴う追記)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月27日	Ⅱ-3.特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	〈5の事務〉 住民関係情報(世帯状況)及び税関係情報(所得状況・課税状況)、生活保護関係情報(受給状況)、年金関係情報(受給状況)を突合して、介護サービス利用時の自己負担割合、高額介護(介護予防)サービス費、高額医療合算介護(介護予防)サービス費の支給決定及び各種負担額認定(利用者負担減免含む)の決定をする。	〈5の事務〉 住民関係情報(世帯状況)及び税関係情報(所得状況・課税状況)、生活保護関係情報(受給状況)、年金関係情報(受給状況)を突合して、介護サービス利用時の自己負担割合、高額介護(介護予防)サービス費及び総合事業高額介護予防サービス費相当事業、高額医療合算介護(介護予防)サービス費及び総合事業高額医療合算介護予防サービス費相当事業の支給決定及び各種負担額認定(利用者負担減免含む)の決定をする。	事前	①重要な変更(特定個人情報を取り扱う事務の追加に伴う追記)
平成29年1月27日	Ⅱ-3.特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 権利利益に影響を与え得る決定	被保険者の資格取得・喪失の決定、保険料の賦課決定、要介護(要支援)認定申請結果の決定、自己負担割合の決定、高額介護(介護予防)サービス費・高額医療合算介護(介護予防)サービス費の支給決定、各種負担限度額(利用者負担減免含む)の認定	被保険者の資格取得・喪失の決定、保険料の賦課決定、要介護(要支援)認定申請結果の決定、自己負担割合の決定、高額介護(介護予防)サービス費及び総合事業高額介護予防サービス費相当事業・高額医療合算介護(介護予防)サービス費及び総合事業高額医療合算介護予防サービス費相当事業の支給決定、各種負担限度額(利用者負担減免含む)の認定	事前	①重要な変更(特定個人情報を取り扱う事務の追加に伴う追記)
平成29年1月27日	Ⅱ-4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	3件	4件	事前	①重要な変更(特定個人情報を取り扱う委託先の追加に伴う記載内容の変更)
平成29年1月27日	Ⅱ-4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	(※追加記載)	委託事項4 (高額医療合算介護(予防)サービス費及び総合事業高額医療合算介護予防サービス費相当事業算定業務) ①委託内容 ・個人番号を利用した高額医療合算介護(予防)サービス費に係る被保険者向け勧奨通知作成 ※当該委託業務において個人番号を使用することは、番号法別表第一の主務省令で定める命令第50条第1項第3号において、介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する事務と整理されているため妥当である。 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 特定個人情報ファイルの一部 対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 対象となる本人の範囲 受給資格のある被保険者(介護保険法第51条の2に定める要介護被保険者及び同法第61条の2に定める居宅要支援被保険者)及び過去に受給資格のあった者 その妥当性 当該委託業務において使用する、介護サービス事業所からの介護給付費明細書について、請求が間に合わなかった場合や返戻等による再提出の場合(月遅れ請求)は、介護保険法第200条に基づき最長で2年間は請求書を提出することが可能であるため、現在、受給資格のある者及び過去に受給資格のあった者についても委託の対象とする必要がある。	事前	①重要な変更(特定個人情報を取り扱う委託先の追加に伴う追記)
平成29年1月27日	Ⅱ-4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	(※追加記載)	③委託先における取扱者数 10人以上50人未満 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 専用線 ⑤委託先名の確認方法 福岡市情報公開条例に基づく情報公開請求による確認方法がある。 ⑥委託先名 福岡県国民健康保険団体連合会 ⑦再委託の有無 再委託する ⑧再委託の許諾方法 再委託承認申請において、その必要性、範囲、要件について明記させ、再委託の理由に妥当性があり、再委託の範囲が業務の全部又は主たる部分に当たらないこと及び守秘義務や個人情報保護に係る措置について審査のうえ、許諾している。 ⑨再委託事項 国保連合会の保険者事務共同処理業務で使用するシステムに関する運用業務の一部(バッチ処理/パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。	事前	①重要な変更(特定個人情報を取り扱う委託先の追加に伴う追記)
平成29年1月27日	Ⅲ-4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	(※追加記載)	本市から国保連合会へ特定個人情報を伝送通信ソフトで送付する際は、送付記録を帳簿に記入する。	事前	①重要な変更(特定個人情報を取り扱う委託先の追加に伴う追記)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月27日	VI-1.評価実施手続 1.基礎項目評価 ①実施日	平成27年4月14日	平成28年10月11日	事前	③その他の変更(特定個人情報保護評価の再実施に伴い、しきい値判断を改めて実施したもの)
平成29年1月27日	VI-2.国民・住民等からの意見の聴取 ①方法	市公報で公告のうえ市ホームページ上で意見公募する旨掲載し、市ホームページ、情報公開室・情報プラザ・各区役所・出張所等において案の閲覧及び配布を行う。意見は郵便、ファクシミリ、電子メールおよび情報公開室や情報プラザ・各区役所・出張所等への持参にて受け付ける。	市公報で公告のうえ市ホームページ上で意見公募する旨掲載し、市ホームページ、情報公開室・情報プラザ・各区役所・出張所等において案の閲覧及び配布を行う。意見は郵便、ファクシミリ、電子メールおよび情報公開室や情報プラザ・各区役所・出張所等への持参にて受け付ける。意見に対する本市の考え方については、市ホームページ上で示す。	事前	③その他の変更(意見公募実施結果の公表方法について追記したもの)
平成29年1月27日	VI-2.国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	平成27年7月13日から平成27年8月11日まで(30日間)	平成28年11月24日から平成28年12月23日まで(30日間)	事前	③その他の変更(特定個人情報保護評価の再実施に伴うもの)
平成29年1月27日	VI-2.国民・住民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容	提出意見なし	特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、委託事項や委託内容が、後期高齢者医療及び国民健康保険に関する事務で委託された企業や団体と一部重複しており、その企業や団体に情報が集中するのは危機管理上よろしくないと思われる。	事前	③その他の変更(特定個人情報保護評価の再実施に伴うもの)
平成29年1月27日	VI-2.国民・住民等からの意見の聴取 ⑤評価書への反映	—	なし	事前	③その他の変更(特定個人情報保護評価の再実施に伴うもの)
平成29年1月27日	VI-3.第三者点検 ①実施日	平成27年9月14日	平成29年1月11日	事前	③その他の変更(特定個人情報保護評価の再実施に伴うもの)
平成29年8月1日	I-2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	1 宛名管理機能 統合宛名番号が未登録の個人について、新規に統合宛名番号を付番する。また、各既存業務システムの宛名情報を統合宛名番号、個人番号とひも付けて保存し管理する。 2 情報提供機能 各既存業務システムの業務情報を中間サーバ向けに一括で変換、連携を実施し、業務情報を中間サーバに提供する。 3 情報照会機能 他機関への情報照会をオンラインによる1件ずつの問合せ、またはバッチによる一括での問合せを行う。また、問合せ結果の受領を行う。 4 符号要求機能 符号未取得の対象者データが情報連携された場合、個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバに登録し、既存住基システム及び住基ネットを介して、機構に情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。 5 権限管理機能 統合宛名システム端末を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。	1 宛名管理機能 統合宛名番号が未登録の個人について、新規に統合宛名番号を付番する。また、各既存業務システムの宛名情報を統合宛名番号、個人番号とひも付けて保存し管理する。 2 情報提供機能 各既存業務システムの業務情報を中間サーバ向けに一括で変換、連携を実施し、業務情報を中間サーバに提供する。 3 情報照会機能 他機関への情報照会をオンラインによる1件ずつの問合せ、またはバッチによる一括での問合せを行う。また、問合せ結果の受領を行う。 4 符号要求機能 符号未取得の対象者データが情報連携された場合、個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバに登録し、既存住基システム及び住基ネットを介して、機構に情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。 5 権限管理機能 統合宛名システム端末を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 6 お知らせ機能 対象者のマイナポータルのお知らせ機能に表示等するための情報を中間サーバに送信する。	事後	統合宛名システムの機能追加に伴う修正。なお、重要な変更に該当する項目ではない。
平成29年8月1日	I-6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、16の2、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、117、119の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の2、第15条、第19条、第25条、第25条の2、第30条、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条の2、第59条の3	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、117、119の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3	事後	番号法別表第二の改正に伴う追記であり、重要な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年8月1日	I-7.評価実施機関における担当部署 ②所属長	中 藺 泰 浩	和 佐 優	事後	重要な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年8月1日	II-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	提供を行っている件数 20件	提供を行っている件数 31件	事後	番号法別表第二の改正に伴う追記であり、重要な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月1日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(別紙1) 提供先24	(※追加記載)	提供先24 全国健康保険協会 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号別表第二第5の項 ②提供先における用途 船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 船員保険法第33条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 介護保険の被保険者(資格喪失者含む) ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	事後	番号法別表第二の改正に伴う追記であり、重要な変更該当する項目ではなく、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年8月1日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(別紙1) 提供先25	(※追加記載)	提供先25 市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号別表第二第17の項 ②提供先における用途 予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 医療保険法各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 介護保険の被保険者(資格喪失者含む) ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	事後	番号法別表第二の改正に伴う追記であり、重要な変更該当する項目ではなく、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年8月1日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(別紙1) 提供先26	(※追加記載)	提供先26 都道府県知事 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号別表第二第22の項 ②提供先における用途 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 介護保険の被保険者(資格喪失者含む) ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	事後	番号法別表第二の改正に伴う追記であり、重要な変更該当する項目ではなく、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年8月1日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(別紙1) 提供先27	(※追加記載)	提供先27 市町村長又は国民健康保険組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号別表第二第43の項 ②提供先における用途 国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 国民健康保険法第56条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 介護保険の被保険者(資格喪失者含む) ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	事後	番号法別表第二の改正に伴う追記であり、重要な変更該当する項目ではなく、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月1日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(別紙1) 提供先28	(※追加記載)	提供先28 後期高齢者医療広域連合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号別表第二第81の項 ②提供先における用途 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 高齢者の医療の確保に関する法律第57条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 介護保険の被保険者(資格喪失者含む) ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	事後	番号法別表第二の改正に伴う追記であり、重要な変更に該当する項目ではなく、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年8月1日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(別紙1) 提供先29	(※追加記載)	提供先29 都道府県知事又は保健所を設置する市の長 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号別表第二第97の項 ②提供先における用途 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第39条第1項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 介護保険の被保険者(資格喪失者含む) ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	事後	番号法別表第二の改正に伴う追記であり、重要な変更に該当する項目ではなく、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年8月1日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(別紙1) 提供先30	(※追加記載)	提供先30 都道府県知事又は市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号別表第二第109の項 ②提供先における用途 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 介護保険の被保険者(資格喪失者含む) ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	事後	番号法別表第二の改正に伴う追記であり、重要な変更に該当する項目ではなく、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月1日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(別紙1) 提供先31	(※追加記載)	提供先31 都道府県知事 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号別表第二第119の項 ②提供先における用途 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令に定めるもの ③提供する情報 難病の患者に対する医療等に関する法律第12条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 介護保険の被保険者(資格喪失者含む) ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	事後	番号法別表第二の改正に伴う追記であり、重要な変更に該当する項目ではなく、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年8月1日	Ⅲ-3.特定個人情報の使用 リスク1 宛名システム等における措置の内容	統合宛名システムを利用するには、各ユーザに個別付与したユーザアカウントおよびパスワードによる認証が必要であり、権限を保持しない者は接続できないようになっている。権限は、番号法に定められた利用事務の所管課の業務担当職員のみが付与され、また、情報を利用する事務と事務に必要な情報項目の対応付けをあらかじめ統合宛名システム上で設定することで、事務に必要な情報 への接続もできないよう制限している。	統合宛名システムを利用するには、職員証及びUSBトークンを利用した、二要素による認証機能を設けており、権限を保持しない者は接続できないようになっている。権限は、番号法に定められた利用事務の所管課の業務担当職員のみが付与され、また、情報を利用する事務と事務に必要な情報項目の対応付けをあらかじめ統合宛名システム上で設定することで、事務に必要な情報への接続もできないよう制限している。	事後	統合宛名システムを利用するにあたっての認証機能の強化に伴う修正であり、リスクを明らかに軽減する変更のため、重要な変更にはあたらない。
平成29年8月1日	Ⅲ-6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2 リスクに対する措置の内容	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	事後	個人情報保護委員会の名称変更に伴う修正であり、形式的な変更のため、重要な変更にはあたらない。
平成29年8月1日	Ⅲ-6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3 リスクに対する措置の内容	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	個人情報保護委員会の名称変更に伴う修正であり、形式的な変更のため、重要な変更にはあたらない。
平成29年8月1日	Ⅲ-6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4 リスクに対する措置の内容	＜統合宛名システムにおける措置＞ ①接続システムの認証及び統合宛名システム接続端末での職員認証等の機能を設けており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を防止している。	＜統合宛名システムにおける措置＞ ①接続システムの認証及び統合宛名システム接続端末での職員証及びUSBトークンを利用した、二要素による認証機能を設けており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を防止している。	事後	統合宛名システムを利用するにあたっての認証機能の強化に伴う修正であり、リスクを明らかに軽減する変更のため、重要な変更にはあたらない。
平成29年8月1日	Ⅳ-1.監査 ①自己点検	＜本市における措置＞ 年に1回、評価書の定期見直し時に行う自己点検チェックの中で、評価書の記載内容が運用実態と相違がないことも含めて確認している。	＜本市における措置＞ ・特定個人情報の取扱いに関する自己点検を年に1回実施している。 ・評価書の見直しを年に1回実施し、その中で評価書の記載内容が運用実態と相違がないことも含めて自己点検している。	事後	点検内容の強化に伴う修正であり、リスクを明らかに軽減する変更のため、重要な変更にはあたらない。
平成29年8月1日	Ⅴ-2.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ ①連絡先	FAX:092-726-3328	FAX:092-733-5587	事後	重要な変更に該当する項目ではないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年1月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去 ①保管場所 ＜介護保険システムにおける措置＞	＜介護保険システムにおける措置＞ ①介護保険システムのサーバは本庁マシン室に設置しており、マシン室への入室を厳重に管理する。	＜介護保険システムにおける措置＞ ①介護保険システムのサーバは本庁マシン室に設置しており、マシン室への入室を厳重に管理している。また、サーバ更新にあたり、平成30年1月下旬に民間のデータセンターに設置予定である。データセンターはJDCC(日本データセンター協会)が定める安全管理基準を高水準でクリアしており、下記のとおり厳重に管理する。 ・あらかじめ定められた申請者から事前の利用者登録(初回のみ)及び入館申請(都度)を必須としており、全ての入館者を管理している。 ・サーバ室への出入口にセキュリティカード及び生体認証装置を設置し、入室を厳重に管理している。 ・サーバのラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。	事前	①重要な変更(特定個人情報の保管場所の変更による追記)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容 ＜本市における措置＞	＜本市における措置＞ サーバ室は入室可能な者を限定し、入室時にはIDとパスワードで認証している。サーバ室内及びオペレート室内は常時監視カメラでモニタリングしている。 サーバ室の記憶装置は床に固定し、停電時も機器が正常終了できるまでの予備電源を確保している。	＜本市における措置＞ ・サーバ室（サーバ更新にあたり、平成30年1月下旬に民間のデータセンターへ移行予定）は入室可能な者を限定し、入室時にはIDとパスワードで認証している。 ・サーバ室内及び作業室内は常時監視カメラでモニタリングしている。 ・サーバ室の記憶装置は床に固定し、停電時も機器が正常終了できるまでの予備電源を確保している。 ・サーバのラックは施錠し、関係者以外アクセスできない。 ・前日のバックアップデータを保管し、データ喪失リスクに備えている。 ・個人情報を含む不要な帳票は、適切に管理し、破棄している。	事前	①重要な変更（特定個人情報の漏えい・減失・毀損リスクへの具体的な対策内容の追記）
平成30年1月15日	Ⅵ 評価実施手続 1.基礎項目評価 ①実施日	平成28年10月11日	平成29年9月1日	事前	③その他の変更（特定個人情報保護評価の再実施に伴い、しきい値判断を改めて実施したもの）
平成30年1月15日	Ⅵ 評価実施手続 2.国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	平成28年11月24日から平成28年12月23日まで（30日間）	平成29年10月10日から平成29年11月8日まで（30日間）	事前	③その他の変更（特定個人情報保護評価の再実施に伴い、住民意見聴取を実施するもの）
平成30年1月15日	Ⅵ 評価実施手続 2.国民・住民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容	特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、委託事項や委託内容が、後期高齢者医療及び国民健康保険に関する事務で委託された企業や団体と一部重複しており、その企業や団体に情報が集中するのは危機管理上よろしくないと思われる。	個人情報保護についての漏れ・紛失についての確実な検証方法と万が一にも事故が起きた時の対応の明記がない。	事前	③その他の変更（特定個人情報保護評価の再実施に伴い、住民意見聴取を実施するもの）
平成30年1月15日	Ⅵ 評価実施手続 3.第三者点検 ①実施日 ②方法 ③結果	①平成29年1月11日 ②福岡市個人情報保護審議会による点検 ③適合性及び妥当性の観点から審査した結果、その記載内容は保護評価指針に定める実施手順に適合し、妥当であると判断する。	①平成29年11月22日 ②福岡市個人情報保護審議会による点検 ③適合性及び妥当性の観点から審査した結果、その記載内容は保護評価指針に定める実施手順に適合し、妥当であると判断する。	事前	③その他の変更（特定個人情報保護評価の再実施に伴い、第三者点検を実施するもの）
平成30年9月3日	Ⅰ 基本情報 7..評価実施機関における担当部署 ①部署②所属長	①保健福祉局高齢社会部介護福祉課 ②和佐 優	①保健福祉局高齢社会部介護保険課 ②石橋 進次	事後	③その他の変更（組織変更、人事異動に伴う変更）
平成30年9月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2..基本情報 ⑥事務担当部署	・保健福祉局高齢社会部介護福祉課 ・各区保健福祉センター福祉・介護保険課 ・西部出張所及び入部出張所	・保健福祉局高齢社会部介護保険課 ・各区保健福祉センター福祉・介護保険課 ・西部出張所及び入部出張所	事後	③その他の変更（組織変更に伴う変更）
平成30年9月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3..特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	・保健福祉局高齢社会部介護福祉課 ・各区保健福祉センター福祉・介護保険課 ・西部出張所及び入部出張所 ・総務企画局ICT戦略室情報システム課	・保健福祉局高齢社会部介護保険課 ・各区保健福祉センター福祉・介護保険課 ・西部出張所及び入部出張所 ・総務企画局ICT戦略室情報システム課	事後	③その他の変更（組織変更に伴う変更）
平成30年9月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	4件	5件	事前	①重要な変更（特定個人情報を取り扱う委託先の追加に伴う記載内容の変更）
平成30年9月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	（※追加記載）	委託事項5 （要介護（要支援）認定事務） ①委託内容 ・要介護（要支援）認定の申請受付から認定結果通知までの一連の事務及びその付帯事務 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 特定個人情報ファイルの一部 対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 対象となる本人の範囲 福岡市介護保険の被保険者 その妥当性 要介護認定事務においては被保険者の情報のみを取扱い、その他の者の情報は取り扱わない。 ③委託先における取扱者数 100人以上500人未満 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 その他（作業室内設置の介護保険システム、認定審査会支援システムを使用（外部接続なし）） ⑤委託先名の確認方法 福岡市情報公開条例に基づく情報公開請求による確認方法がある。 ⑥委託先名 30年度に決定予定 ⑦再委託の有無 再委託しない	事前	①重要な変更（特定個人情報を取り扱う委託先の追加に伴う記載内容の変更）
平成30年9月3日	Ⅴ 開示請求、問合せ 2.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8の1 保健福祉局高齢社会部介護福祉課 TEL:092-733-5452 FAX:092-733-5587	〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8の1 保健福祉局高齢社会部介護保険課 TEL:092-733-5452 FAX:092-726-3328	事後	③その他の変更（組織変更に伴う変更）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年9月3日	VI 評価実施手続 1.基礎項目評価 ①実施日	平成29年9月1日	平成30年4月2日	事前	③その他の変更(特定個人情報保護評価の再実施に伴い、しきい値判断を改めて実施したもの)
平成30年9月3日	VI 評価実施手続 2.国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	平成29年10月10日から平成29年11月8日まで(30日間)	平成30年4月27日から平成30年5月26日まで(30日間)	事前	③その他の変更(特定個人情報保護評価の再実施に伴い、住民意見聴取を実施するもの)
平成30年9月3日	VI 評価実施手続 2.国民・住民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容 ⑤評価書への反映	個人情報保護についての漏れ・紛失についての確実な検証方法と万が一にも事故が起きた時の対応の明記がない。	④なし ⑤なし	事前	③その他の変更(特定個人情報保護評価の再実施に伴い、住民意見聴取を実施するもの)
平成30年9月3日	VI 評価実施手続 3.第三者点検 ①実施日 ②方法 ③結果	①平成29年11月22日 ②福岡市個人情報保護審議会による点検 ③適合性及び妥当性の観点から審査した結果、その記載内容は保護評価指針に定める実施手順に適合し、妥当であると判断する。	①平成30年8月6日 ②福岡市個人情報保護審議会による点検 ③適合性及び妥当性の観点から審査した結果、その記載内容は保護評価指針に定める実施手順に適合し、妥当であると判断する。	事前	③その他の変更(特定個人情報保護評価の再実施に伴い、第三者点検を実施するもの)
令和1年6月28日	I 基本情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	石橋 進次	介護保険課長	事後	重要な変更該当する項目ではないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑥委託先名	30年度に決定予定	パーソルテンプスタッフ(株)	事後	重要な変更該当する項目ではないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1	保健福祉局 総務部 国民健康保険課	保健福祉局 生活福祉部 保険医療課	事後	重要な変更該当する項目ではないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2	保健福祉局 総務部 医療年金課	保健福祉局 生活福祉部 保険医療課	事後	重要な変更該当する項目ではないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3	保健福祉局 総務部 国民健康保険課	保健福祉局 生活福祉部 保険年金課	事後	重要な変更該当する項目ではないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4	保健福祉局 総務部 医療年金課	保健福祉局 生活福祉部 保険年金課	事後	重要な変更該当する項目ではないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年8月7日	I-1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容(別添1)事務の内容 介護保険資格に関する情報	<情報の流れ(図)> ホストコンピュータ 住民基本台帳システム	<情報の流れ(図)> 住民基本台帳システム	事後	重要な変更該当する項目ではないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年8月7日	I-1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容(別添1)事務の内容 介護保険料賦課に関する情報	<情報の流れ(図)> ホストコンピュータ 国民年金システム 税務システム 住民基本台帳システム	<情報の流れ(図)> ホストコンピュータ 税務システム	事後	重要な変更該当する項目ではないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年8月7日	I-1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容(別添1)事務の内容 介護保険給付に関する事務(総合事業に関する事務を含む)	<情報の流れ(図)> ホストコンピュータ 国民年金システム 税務システム 住民基本台帳システム	<情報の流れ(図)> ホストコンピュータ 税務システム	事後	重要な変更該当する項目ではないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年9月1日	I-6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、117、119の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の93、94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、117、119の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の93、94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条	事後	番号法の改正に伴う修正であり、重要な変更該当する項目ではなく、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年9月1日	II-3.特定個人情報の入手・使用①入手元	評価実施機関内の他部署(財政局税務部税制課、保健福祉局総務部国民健康保険課、医療年金課、保護課、市民局総務部区政課)	評価実施機関内の他部署(財政局税務部税制課、保健福祉局生活福祉部保険年金課、保険医療課、保護課、市民局総務部区政課)	事後	重要な変更該当する項目ではないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年9月1日	II-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第1の項	番号法第19条第8号別表第二第1の項	事後	番号法の改正に伴う修正であり、重要な変更該当する項目ではなく、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月20日	I-1.特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②事務の内容	(略) ①第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更の届出 (中略) ④保険料の収納 (中略) ⑧介護保険(介護予防)居宅介護福祉用具購入費支給申請、決定 ⑨介護保険(介護予防)居宅介護住宅改修費支給申請、決定 ⑩居宅(介護予防)サービス計画届出の登録 ⑪利用者負担割合の決定 ⑫負担限度額認定や各種減免認定の申請、認定決定、認定証の交付 ⑬高額介護(介護予防)サービス費支給申請、支給決定 ⑭高額医療合算介護(介護予防)サービス費支給申請、支給決定 (中略) ⑭及び⑲の事務に個人番号を利用し、本市の介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを行う。 (以下略)	(略) ①第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更の届出 (中略) ④保険料の収納、還付 (中略) ⑧利用者負担割合の決定 ⑨居宅(介護予防)サービス計画届出の登録 ⑩介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費、介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請、決定 ⑪負担限度額認定や各種減免認定の申請、認定決定、認定証の交付 ⑫高額介護(介護予防)サービス費支給申請、支給決定 ⑬高額医療合算介護(介護予防)サービス費支給申請、支給決定 ⑭介護保険居宅介護(介護予防)サービス費等(償還払)支給申請、支給決定及び介護保険特定入所者介護(介護予防)サービス費等支給申請、支給決定 (中略) ⑬及び⑲の事務に個人番号を利用し、本市の介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを行う。 (以下略)	事前	公金受取口座を活用した公的給付等の支給の実施に伴い、実施前に提出するもの。
令和4年10月20日	I-2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6(共通基盤システム)	(※追加記載)	使用システムに共通基盤システムを追加	事後	重要な変更該当する項目ではないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年10月20日	I-4.特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	・保険料賦課及び給付事務において、保険料や負担上限額等を適切に算定するため、被保険者及び世帯の課税状況や所得情報等をよりの確かつ効率的に把握する必要がある。 ・被保険者の転入前の認定情報を的確に把握する必要がある。 ・個人番号を用いて、国や他の自治体等と情報連携することで、保険者及び被保険者が各種証明書を取得する手間や手続きを省略する必要がある。	・保険料賦課及び給付事務において、保険料や負担上限額等を適切に算定するため、被保険者及び世帯の課税状況や所得情報等をよりの確かつ効率的に把握する必要がある。 ・被保険者の転入前の認定情報を的確に把握する必要がある。 ・個人番号を用いて、国や他の自治体等と情報連携することで、保険者及び被保険者が各種証明書を取得する手間や手続きを省略する必要がある。 ・保険料の還付及び給付事務(総合事業に関する事務を含む)において、被保険者から公的給付支給等口座(以下、「公金受取口座」という。)を利用する旨意思表示があった場合、事前に登録している公金受取口座情報を把握する必要がある。	事前	公金受取口座を活用した公的給付等の支給の実施に伴い、実施前に提出するもの。
令和4年10月20日	I-4.特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	・被保険者等の情報を的確に把握できることから、介護保険料の公平・公正な賦課と適切な認定、給付が期待できる。 ・他市町村からの転入者について、これまでに保険者が書面による照会・公用請求を行ったり、被保険者が各種申請で求められていた行政機関が発行する添付書類の省略が図られ、行政事務の効率化や被保険者の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながるが見込まれる。 ・個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化に資することが期待される。	・被保険者等の情報を的確に把握できることから、介護保険料の公平・公正な賦課と適切な認定、給付が期待できる。 ・他市町村からの転入者について、これまでに保険者が書面による照会・公用請求を行ったり、被保険者が各種申請で求められていた行政機関が発行する添付書類の省略が図られ、行政事務の効率化や被保険者の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながるが見込まれる。 ・個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化に資することが期待される。 ・個人番号を活用した情報連携により、保険者が公金受取口座情報を入手することで、被保険者は、保険料の還付及び給付事務(総合事業に関する事務を含む)の申請手続きにおいて、添付書類の省略が図られ、被保険者の負担軽減につながるが見込まれる。	事前	公金受取口座を活用した公的給付等の支給の実施に伴い、実施前に提出するもの。
令和4年10月20日	I-5.個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の68の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の68の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	事前	公金受取口座を活用した公的給付等の支給の実施に伴い、実施前に提出するもの。
令和4年10月20日	I-7.評価実施機関における 担当部署 ①部署	保健福祉局 高齢社会部 介護保険課	福祉局 高齢社会部 介護保険課	事後	機構整備に伴う所属名称の変更であり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月20日	I-1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容(別添1)事務の内容 介護保険資格に関する情報	<情報の流れ(図)> (※追加記載) (備考) (※追加記載)	<情報の流れ(図)> 共通基盤システム ⑨資格情報 (備考) <住民基本台帳システムへの情報提供> ⑨共通基盤システムを経由して、住民基本台帳システムへ資格情報を提供する。	事後	重要な変更該当する項目ではないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年10月20日	I-1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容(別添1)事務の内容 介護保険料賦課に関する情報	<情報の流れ(図)> (※追加記載) (備考) (※追加記載)	<情報の流れ(図)> 共通基盤システム ⑧年金特徴者情報 (備考) <国民年金システムへの情報提供> ⑧共通基盤システムを経由して、国民年金システムへ年金特徴者情報を提供する。	事後	重要な変更該当する項目ではないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年10月20日	I-1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容(別添1)事務の内容 介護保険料収納に関する情報	<情報の流れ(図)> ⑤減免申請・決定 ⑥督促状・催告書送付 ⑦給付制限 ⑧納付済額のお知らせ (備考) <保険料の減免> ⑤保険料の減免申請があった場合は、審査を行い、承認(不承認)の決定を行う。 <滞納整理> ⑥保険料の未納者に対して、督促状及び催告書を送付する。 <給付制限> ⑦保険料の未納が一定期間を超えた場合、給付制限をかける。 <納付済額のお知らせ> ⑧被保険者に、年に1回、納付済額のお知らせを送付する。	<情報の流れ(図)> 統合宛名システム 中間サーバ 情報連携ネットワークシステム 内閣総理大臣(公金受取口座情報) ⑤公金受取口座情報 照会・回答 ⑥減免申請・決定 ⑦督促状・催告書送付 ⑧給付制限 ⑨納付済額のお知らせ (備考) <内閣総理大臣への照会・回答> ⑤保険料の還付請求の際、請求者から公金受取口座を利用する旨意思表示があった場合、情報提供ネットワークシステムを用いて、公金受取口座情報を得る。 <保険料の減免> ⑥保険料の減免申請があった場合は、審査を行い、承認(不承認)の決定を行う。 <滞納整理> ⑦保険料の未納者に対して、督促状及び催告書を送付する。 <給付制限> ⑧保険料の未納が一定期間を超えた場合、給付制限をかける。 <納付済額のお知らせ> ⑨被保険者に、年に1回、納付済額のお知らせを送付する。	事前	公金受取口座を活用した公的給付等の支給の実施に伴い、実施前に提出するもの。
令和4年10月20日	I-1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容(別添1)事務の内容 介護保険給付に関する情報(総合事業に関する事務を含む)	<事務の内容(図)> 市町村長(地方税情報)(住民情報) ⑦高額合算介護(介護予防)サービス費等支給支給対象者情報 (中略) ⑨高額合算介護(介護予防)サービス費等支給支給対象者情報 (中略) ⑪所得情報、住民情報 照会・回答 (備考) <国民健康保険団体連合会との情報連携> ⑦福岡県国民健康保険団体連合会から、伝送通信ソフトにより、高額合算介護(介護予防)サービス費及び総合事業高額医療合算介護予防サービス費相当事業の支給申請情報の受け取り、補正情報を送付する。 (中略) <後期高齢者広域連合との情報連携> ⑨後期高齢者医療広域連合と高額合算介護(介護予防)サービス費の支給申請情報の受け取り、補正情報を送付する。 (中略) <各種給付申請、決定、認定証等の交付> ⑫⑬ ・住宅改修費、福祉用具購入費:申請により、支給額を決定し、決定通知書を送付する。 (中略) <市町村への照会・回答> ⑯住民基本台帳ネットワークシステムを用いて、住基情報を得る。 ⑰情報提供ネットワークを用いて、所得情報、住民情報を得る。	<事務の内容(図)> 市町村長(地方税情報)(住民情報)(高額医療合算介護(介護予防)サービス費等の自己負担額情報) 内閣総理大臣(公金受取口座情報) ⑦高額医療合算介護(介護予防)サービス費等支給支給対象者情報 (中略) ⑨高額医療合算介護(介護予防)サービス費等支給支給対象者情報 (中略) ⑰所得情報、住民情報、高額医療合算介護(介護予防)サービス費等の自己負担額情報、公金受取口座情報 照会・回答 (備考) <国民健康保険団体連合会との情報連携> ⑦福岡県国民健康保険団体連合会から、伝送通信ソフトにより、高額医療合算介護(介護予防)サービス費及び総合事業高額医療合算介護予防サービス費相当事業の支給申請情報の受け取り、補正情報を送付する。 (中略) <後期高齢者広域連合との情報連携> ⑨後期高齢者医療広域連合と高額医療合算介護(介護予防)サービス費の支給申請情報の受け取り、補正情報を送付する。 (中略) <各種給付申請、決定、認定証等の交付> ⑫⑬ ・住宅改修費、福祉用具購入費、介護保険居宅介護(介護予防)サービス費等(償還払)及び介護保険特定入所者介護(介護予防)サービス費等:申請により、支給額を決定し、決定通知書を送付する。 (中略) <内閣総理大臣、市町村への照会・回答> ⑯住民基本台帳ネットワークシステムを用いて、住基情報を得る。 ⑰情報提供ネットワークを用いて、所得情報、住民情報、高額医療合算介護(介護予防)サービス費等の自己負担額情報、公金受取口座情報(請求者が登録済みの公金受取口座を利用する旨意思表示があった場合)を得る。	事前	公金受取口座を活用した公的給付等の支給の実施に伴い、実施前に提出するもの。
令和4年10月20日	II-2.基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	[]その他()	[○]その他(公金受取口座情報)	事前	公金受取口座を活用した公的給付等の支給の実施に伴い、実施前に提出するもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月20日	Ⅱ-2.基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・個人番号、その他識別情報:個人を正確に特定し、適正な情報連携を確保するため。 ・4情報、連絡先:被保険者証の発行、各種通知書の送付、本人への連絡等のため。 ・住民票関係情報:保険料の算定や給付費の支給決定のための世帯状況の把握、住所地特例者確認のための従前及び転出先住所の把握 ・地方税関係情報:収入・所得に応じた保険料の算定や給付費(負担限度額等)の支給決定を行うため。 ・医療保険関係情報:給付費(高額医療合算)の支給決定を行うため。 ・生活保護・社会福祉関係情報:保険料の算定や給付費の支給決定を行うため。 ・介護・高齢者福祉関係情報:介護保険制度の事務を行うため。 ・年金関係情報:保険料の算定や給付費の決定、負担限度額の認定、年金からの保険料の特別徴収を行うため。	・個人番号、その他識別情報:個人を正確に特定し、適正な情報連携を確保するため。 ・4情報、連絡先:被保険者証の発行、各種通知書の送付、本人への連絡等のため。 ・住民票関係情報:保険料の算定や給付費の支給決定のための世帯状況の把握、住所地特例者確認のための従前及び転出先住所の把握 ・地方税関係情報:収入・所得に応じた保険料の算定や給付費(負担限度額等)の支給決定を行うため。 ・医療保険関係情報:給付費(高額医療合算)の支給決定を行うため。 ・生活保護・社会福祉関係情報:保険料の算定や給付費の支給決定を行うため。 ・介護・高齢者福祉関係情報:介護保険制度の事務を行うため。 ・年金関係情報:保険料の算定や給付費の決定、負担限度額の認定、年金からの保険料の特別徴収を行うため。 ・その他(公金受取口座情報):公金受取口座に保険料の還付金及び申請のあった各種給付金等を振り込むため。	事前	公金受取口座を活用した公的給付等の支給の実施に伴い、実施前に提出するもの。
令和4年10月20日	Ⅱ-2.基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目 別添2	＜受給ファイル、認定ファイル、給付ファイル＞ 介護保険者番号,被保険者番号,受給者履歴通番,被保険者履歴通番,受給者要介護状態区分コード,受給者認定年月日,受給者結果変更事由コード,受給者認定結果通知書発行年月日,受給者認定有効期間開始年月日,受給者認定有効期間終了年月日,受給者支給限度管理期間終了年月日,受給者再審査フラグ,受給者申請取消事由コード,受給者申請取消年月日,受給者認定中断事由コード,受給者認定中断年月日,受給者認定取消事由コード,受給者認定取消年月日,受給者申請事由コード,受給者申請年月日,受給者申請かかりつけ医コード,受給者申請者関係コード,受給者訪問対象地区コード,受給者識別コード,受給者同意書有無コード,受給者前保険者名(漢字),受給者申請者名(漢字),受給者申請者電話番号,受給者申請書備考(漢字),受給者居宅住所都道府県コード,受給者居宅住所市町村コード,受給者居宅住所町名コード,受給者居宅都道府県名(漢字),受給者居宅市町村名(漢字),受給者居宅住所(漢字),受給者居宅番地(漢字),受給者居宅方書(漢字),受給者居宅親郵便番号,受給者居宅子郵便番号,受給者居宅電話番号,受給者居宅市内外区分コード,受給者特定疾病コード,受給者政令広域コード,受給者介護要状態コード,受給者労災等番号,処理年月日,受給者みなし認定区分コード,受給者介護保険審査会結果前要介護状態区分コード,区分変更前回受給者履歴通番,経過措置前情報(結果、有効期間、希望),通知書理由,更新通番,更新操作者コード,更新年月日,更新時刻,作成操作者コード,作成年月日,作成時刻	＜受給ファイル、認定ファイル、給付ファイル＞ 介護保険者番号,被保険者番号,受給者履歴通番,被保険者履歴通番,受給者要介護状態区分コード,受給者認定年月日,受給者結果変更事由コード,受給者認定結果通知書発行年月日,受給者認定有効期間開始年月日,受給者認定有効期間終了年月日,受給者支給限度管理期間終了年月日,受給者再審査フラグ,受給者申請取消事由コード,受給者申請取消年月日,受給者認定中断事由コード,受給者認定中断年月日,受給者認定取消事由コード,受給者認定取消年月日,受給者申請事由コード,受給者申請年月日,受給者申請かかりつけ医コード,受給者申請者関係コード,受給者訪問対象地区コード,受給者識別コード,受給者同意書有無コード,受給者前保険者名(漢字),受給者申請者名(漢字),受給者申請者電話番号,受給者申請書備考(漢字),受給者居宅住所都道府県コード,受給者居宅住所市町村コード,受給者居宅住所町名コード,受給者居宅都道府県名(漢字),受給者居宅市町村名(漢字),受給者居宅住所(漢字),受給者居宅番地(漢字),受給者居宅方書(漢字),受給者居宅親郵便番号,受給者居宅子郵便番号,受給者居宅電話番号,受給者居宅市内外区分コード,受給者特定疾病コード,受給者政令広域コード,受給者介護要状態コード,受給者労災等番号,処理年月日,受給者みなし認定区分コード,受給者介護保険審査会結果前要介護状態区分コード,区分変更前回受給者履歴通番,経過措置前情報(結果、有効期間、希望),通知書理由,更新通番,更新操作者コード,更新年月日,更新時刻,作成操作者コード,作成年月日,作成時刻、金融機関種別、金融機関コード、支店コード、預金種目、口座番号、口座名義(カナ)	事前	公金受取口座を活用した公的給付等の支給の実施に伴い、実施前に提出するもの。
令和4年10月20日	Ⅱ-2.基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目 別添2	＜賦課ファイル、収滞納ファイル＞ 介護保険者番号,賦課年度,被保険者番号,納付原簿履歴通番,納付原簿入力所得区分コード,納付原簿所得区分コード,徴収方法区分コード,納付原簿調定額,納付原簿年額,納付原簿月割額,納付原簿確定保険料額,納付原簿賦課年月日,納付原簿賦課期日年月日,納付原簿通知書通知理由コード,納付原簿賦課結果コード,納付原簿前回徴収方法区分コード,納付原簿納入通知書発行年月日,納付原簿特別徴収義務者コード,納付原簿年金コード,納付原簿基礎年金番号,納付原簿年額年金コード,納付原簿基礎年金番号,納付原簿回付情報各種年月日,納付原簿特別徴収依頼作成年月日,納付原簿特別徴収中止区分コード,納付原簿特別徴収中止事由コード,納付原簿特別徴収中止依頼作成年月日,納付原簿特別徴収中止通知書発行年月日,納付原簿仮徴収額変更年月日,納付原簿仮徴収額変更依頼作成年月日,納付原簿仮徴収額変更通知書発行年月日,納付原簿減免区分コード,納付原簿徴収猶予区分コード,納付原簿全期前納報奨金額,納付原簿調定取消事由コード,納付原簿調定取消年月日,納付原簿行政区コード,納付原簿政令広域コード,納付原簿更正操作者コード,納付原簿激変緩和措置フラグ,納付原簿特例標準割合適用フラグ,納付原簿3段階特例標準割合適用フラグ,納付原簿更新画面の備考,仮徴収額変更の変更後所得段階X,仮徴収額変更の変更後特例(標準)割合,適用フラグ,仮徴収額変更の変更後3段階特例(標準),割合適用フラグ,更新通番,更新操作者コード,更新年月日,更新時刻,作成操作者コード,作成年月日,作成時刻、金融機関種別、金融機関コード、支店コード、預金種目、口座番号、口座名義(カナ)	＜賦課ファイル、収滞納ファイル＞ 介護保険者番号,賦課年度,被保険者番号,納付原簿履歴通番,納付原簿入力所得区分コード,納付原簿所得区分コード,徴収方法区分コード,納付原簿調定額,納付原簿年額,納付原簿月割額,納付原簿確定保険料額,納付原簿賦課年月日,納付原簿賦課期日年月日,納付原簿通知書通知理由コード,納付原簿賦課結果コード,納付原簿前回徴収方法区分コード,納付原簿納入通知書発行年月日,納付原簿特別徴収義務者コード,納付原簿年金コード,納付原簿基礎年金番号,納付原簿回付情報各種年月日,納付原簿特別徴収依頼作成年月日,納付原簿特別徴収中止区分コード,納付原簿特別徴収中止事由コード,納付原簿特別徴収中止依頼作成年月日,納付原簿特別徴収中止通知書発行年月日,納付原簿仮徴収額変更年月日,納付原簿仮徴収額変更依頼作成年月日,納付原簿仮徴収額変更通知書発行年月日,納付原簿減免区分コード,納付原簿徴収猶予区分コード,納付原簿全期前納報奨金額,納付原簿調定取消事由コード,納付原簿調定取消年月日,納付原簿行政区コード,納付原簿政令広域コード,納付原簿更正操作者コード,納付原簿激変緩和措置フラグ,納付原簿特例標準割合適用フラグ,納付原簿3段階特例標準割合適用フラグ,納付原簿更新画面の備考,仮徴収額変更の変更後所得段階X,仮徴収額変更の変更後特例(標準)割合,適用フラグ,仮徴収額変更の変更後3段階特例(標準),割合適用フラグ,更新通番,更新操作者コード,更新年月日,更新時刻,作成操作者コード,作成年月日,作成時刻、金融機関種別、金融機関コード、支店コード、預金種目、口座番号、口座名義(カナ)	事前	公金受取口座を活用した公的給付等の支給の実施に伴い、実施前に提出するもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月20日	Ⅱ-2.基本情報 ⑥事務担当部署	・保健福祉局 高齢社会部 介護保険課 ・各区保健福祉センター 福祉・介護保険課 ・西部出張所及び入部出張所	・福祉局 高齢社会部 介護保険課 ・各区保健福祉センター 福祉・介護保険課 ・西部出張所及び入部出張所	事後	機構整備に伴う所属名称の変更であり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年10月20日	Ⅱ-3.特定個人情報の入手・使用 ①入手元	評価実施機関内の他部署（財政局税務部税制課、保健福祉局生活福祉部保険年金課、保険医療課、保護課、市民局総務部市政課） 行政機関・独立行政法人等（日本年金機構）	評価実施機関内の他部署（財政局税務部税制課、保健医療局総務部保険年金課、保険医療課、福祉局生活福祉部保護課、市民局総務部戸籍住民課） 行政機関・独立行政法人等（日本年金機構、内閣総理大臣）	事前	公金受取口座を活用した公的給付等の支給の実施に伴い、実施前に提出するもの。
令和4年10月20日	Ⅱ-3.特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	〈情報提供ネットワーク〉 ・他市町村等からの情報が必要となった都度入手	〈情報提供ネットワーク〉 ・他市町村等からの情報が必要となった都度入手 ・保険料の還付及び申請のあった各種給付金等の支給の都度入手	事前	公金受取口座を活用した公的給付等の支給の実施に伴い、実施前に提出するもの。
令和4年10月20日	Ⅱ-3.特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	被保険者資格の管理、保険料賦課、保険給付の支給、要介護認定等	被保険者資格の管理、保険料賦課、保険料収納、保険給付の支給、要介護認定等	事前	公金受取口座を活用した公的給付等の支給の実施に伴い、実施前に提出するもの。
令和4年10月20日	Ⅱ-3.特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	・保健福祉局 高齢社会部 介護保険課 ・各区保健福祉センター 福祉・介護保険課 ・西部出張所及び入部出張所 ・総務企画局ICT戦略室情報システム課	・福祉局 高齢社会部 介護保険課 ・各区保健福祉センター 福祉・介護保険課 ・西部出張所及び入部出張所 ・総務企画局DX戦略部情報システム課	事後	機構整備に伴う所属名称の変更であり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年10月20日	Ⅱ-3.特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	3 保険料収納に係る事務 ・保険料納入後消込を行う。 ・期限までに保険料の納付がない被保険者に対して、住基情報の住所又は本人等から申し出のあった送付先住所に督促状を送付する。督促状の期限までに納付がない者に対しては、随時催告書を送付する。 ・保険料滞納者が保険給付を受ける際は、滞納期間に応じて支払い方法の変更、支払いの一時差止、給付額減額等給付制限の措置を決定する。 ・減免や徴収猶予の申請があった場合は、本人又は本人の代理人からの申請書及び添付書類に基づき決定する。	3 保険料収納に係る事務 ・保険料納入後消込を行う。 ・期限までに保険料の納付がない被保険者に対して、住基情報の住所又は本人等から申し出のあった送付先住所に督促状を送付する。督促状の期限までに納付がない者に対しては、随時催告書を送付する。 ・保険料滞納者が保険給付を受ける際は、滞納期間に応じて支払い方法の変更、支払いの一時差止、給付額減額等給付制限の措置を決定する。 ・減免や徴収猶予の申請があった場合は、本人又は本人の代理人からの申請書及び添付書類に基づき決定する。 ・保険料の過誤納がある場合、滞納保険料への充当又は還付を行う。還付の請求があった場合は、本人又は相続人等から請求書及び添付書類が提出され、公金受取口座を利用する旨意思表示があった場合は、公金受取口座情報に基づき支払いを決定する。	事前	公金受取口座を活用した公的給付等の支給の実施に伴い、実施前に提出するもの。
令和4年10月20日	Ⅱ-3.特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	5 給付に係る事務（総合事業に関する事務を含む） （略） ・高額介護（介護予防）サービス費及び総合事業高額介護予防サービス費相当事業の申請により税関係情報（所得状況・課税状況）、住民関係情報、生活保護関係情報、年金関係情報をもとに高額限度額を決定し、住民関係情報の住所又は本人等から申し出のあった送付先住所に決定通知書を送付する。 （以下略）	5 給付に係る事務（総合事業に関する事務を含む） （略） ・高額介護（介護予防）サービス費及び総合事業高額介護予防サービス費相当事業の申請により税関係情報（所得状況・課税状況）、住民関係情報、生活保護関係情報、年金関係情報をもとに高額限度額を決定し、住民関係情報の住所又は本人等から申し出のあった送付先住所に決定通知書を送付する。 ・介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の申請により、支給額を決定し、住民関係情報の住所又は本人等から申し出のあった送付先住所に決定通知書を送付する。 ・介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請により、支給額を決定し、住民関係情報の住所又は本人等から申し出のあった送付先住所に決定通知書を送付する。 ・介護保険居宅介護（介護予防）サービス費等（償還払）及び介護保険特定入所者介護（介護予防）サービス費等の申請により、支給額を決定し、住民関係情報の住所又は本人等から申し出のあった送付先住所に決定通知書を送付する。 ・被保険者が各種給付の申請を行う際に、公金受取口座を利用する旨意思表示があった場合、公金受取口座情報に基づき、公金受取口座に振り込む。 （以下略）	事前	公金受取口座を活用した公的給付等の支給の実施に伴い、実施前に提出するもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月20日	Ⅱ-3.特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	〈1～5の事務〉 住民関係情報と介護保険情報を突合して、各種通知書を送付する。 〈2の事務〉 住民関係情報(世帯状況)及び税関係情報(所得状況・課税状況)、生活保護関係情報(受給状況)、年金関係情報(受給状況)を突合して、保険料を決定する。 〈4の事務〉 ・他市町村からの転入者が認定申請をする場合において、被保険者情報と転入前の要介護認定情報を突合する。 〈5の事務〉 住民関係情報(世帯状況)及び税関係情報(所得状況・課税状況)、生活保護関係情報(受給状況)、年金関係情報(受給状況)を突合して、介護サービス利用時の自己負担割合、高額介護(介護予防)サービス費及び総合事業高額介護予防サービス費相当事業、高額医療合算介護(介護予防)サービス費及び総合事業高額医療合算介護予防サービス費相当事業の支給決定及び各種負担額認定(利用者負担減免含む)の決定をする。	〈1～5の事務〉 住民関係情報と介護保険情報を突合して、各種通知書を送付する。 〈2の事務〉 住民関係情報(世帯状況)及び税関係情報(所得状況・課税状況)、生活保護関係情報(受給状況)、年金関係情報(受給状況)を突合して、保険料を決定する。 〈3の事務〉 保険料の還付請求の際、請求者から公金受取口座を利用する旨意思表示があった場合、公金受取口座情報と保有してる口座情報を突合して、支払いを決定する。 〈4の事務〉 ・他市町村からの転入者が認定申請をする場合において、被保険者情報と転入前の要介護認定情報を突合する。 〈5の事務〉 住民関係情報(世帯状況)及び税関係情報(所得状況・課税状況)、生活保護関係情報(受給状況)、年金関係情報(受給状況)を突合して、介護サービス利用時の自己負担割合、高額介護(介護予防)サービス費及び総合事業高額介護予防サービス費相当事業、高額医療合算介護(介護予防)サービス費及び総合事業高額医療合算介護予防サービス費相当事業、介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費、介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費、介護保険居宅介護(介護予防)サービス費等(償還払)及び介護保険特定入所者介護(介護予防)サービス費等の支給決定及び各種負担額認定(利用者負担減免含む)の決定をする。 また、被保険者が各種給付の申請を行う際に、公金受取口座を利用する旨意思表示があった場合、公金受取口座情報と保有している口座情報を突合し、公金受取口座に振り込む。	事前	公金受取口座を活用した公的給付等の支給の実施に伴い、実施前に提出するもの。
令和4年10月20日	Ⅱ-3.特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 権利利益に影響を与え得る決定	被保険者の資格取得・喪失の決定、保険料の賦課決定、要介護(要支援)認定申請結果の決定、自己負担割合の決定、高額介護(介護予防)サービス費及び総合事業高額介護予防サービス費相当事業・額医療合算介護(介護予防)サービス費及び総合事業高額医療合算介護予防サービス費相当事業の支給決定、各種負担限度額(利用者負担減免含む)の認定	被保険者の資格取得・喪失の決定、保険料の賦課決定、保険料の還付の支払いの決定、要介護(要支援)認定申請結果の決定、自己負担割合の決定、高額介護(介護予防)サービス費及び総合事業高額介護予防サービス費相当事業・高額医療合算介護(介護予防)サービス費及び総合事業高額医療合算介護予防サービス費相当事業、介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費、介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費、介護保険居宅介護(介護予防)サービス費等(償還払)及び介護保険特定入所者介護(介護予防)サービス費等の支給決定、各種負担限度額(利用者負担減免含む)の認定	事前	公金受取口座を活用した公的給付等の支給の実施に伴い、実施前に提出するもの。
令和4年10月20日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	[○]移転を行っている(7件)	[○]移転を行っている(9件)	事後	重要な変更該当する項目ではないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年10月20日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1	保健福祉局 生活福祉部 保険医療課	保健医療局 総務部 保険医療課	事後	機構整備に伴う所属名称の変更であり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年10月20日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先2	保健福祉局 生活福祉部 保険医療課	保健医療局 総務部 保険医療課	事後	機構整備に伴う所属名称の変更であり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年10月20日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先3	保健福祉局 生活福祉部 保険年金課	保健医療局 総務部 保険年金課	事後	機構整備に伴う所属名称の変更であり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年10月20日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先4	保健福祉局 生活福祉部 保険年金課	保健医療局 総務部 保険年金課	事後	機構整備に伴う所属名称の変更であり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年10月20日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先7	市民局 総務部 区政課	市民局 総務部 戸籍住民課	事後	機構整備に伴う所属名称の変更であり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年10月20日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先7	(※追加記載)	高額障がい福祉サービス費の算定に関する事務を追加	事後	重要な変更該当する項目ではないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年10月20日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先9	(※追加記載)	年金生活者支援給付金の支給に関する事務を追加	事後	重要な変更該当する項目ではないため、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月20日	Ⅱ-6.特定個人方法の保管・消去 ①保管場所	〈介護保険システムにおける措置〉 ①介護保険システムのサーバは本庁マシン室に設置しており、マシン室への入室を厳重に管理している。また、サーバ更新にあたり、平成30年1月下旬に民間のデータセンターに設置予定である。データセンターはJDCG（日本データセンター協会）が定める安全管理基準を高水準でクリアしており、下記のとおり厳重に管理する。 ・あらかじめ定められた申請者から事前の利用者登録（初回のみ）及び入館申請（都度）を必須としており、全ての入館者を管理している。 ・サーバ室への出入口にセキュリティカード及び生体認証装置を設置し、入室を厳重に管理している。 ・サーバのラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。 ②特定個人情報は、当該サーバのデータベースもしくは電子記録媒体内に保存されている。（中略） 〈統合宛名システムにおける措置〉 ①統合宛名システムのサーバは本庁マシン室に設置しており、マシン室への入室を厳重に管理する。（以下略）	〈介護保険システムにおける措置〉 ①介護保険システムのサーバはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、当該サーバのデータベース内に保存されている。（中略） 〈統合宛名システムにおける措置〉 ①統合宛名システムのサーバはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。（以下略）	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更は、重要な変更には当たらないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年10月20日	Ⅱ-6.特定個人方法の保管・消去 ③消去方法	〈中間サーバ・プラットフォームにおける措置〉 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	〈中間サーバ・プラットフォームにおける措置〉 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	重要な変更該当する項目ではないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年10月20日	Ⅲ-6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	〈中間サーバ・ソフトウェアにおける措置〉 ①中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている	〈中間サーバ・ソフトウェアにおける措置〉 ①中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	事後	番号法の改正に伴う修正であり、重要な変更にあたらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年10月20日	Ⅲ-6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク リスクに対する措置の内容	〈中間サーバ・ソフトウェアにおける措置〉 ①中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	〈中間サーバ・ソフトウェアにおける措置〉 ①中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	番号法の改正に伴う修正であり、重要な変更にあたらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年10月20日	Ⅲ-7.特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	〈本市における措置〉 ・サーバ室（サーバ更新にあたり、平成30年1月下旬に民間のデータセンターへ移行予定）は入室可能な者を限定し、入室時にはIDとパスワードで認証している。 ・サーバ室内及び作業室内は常時監視カメラでモニタリングしている。 ・サーバ室の記憶装置は床に固定し、停電時も機器が正常終了できるまでの予備電源を確保している。 ・サーバのラックは施錠し、関係者以外アクセスできない。 ・前日のバックアップデータを保管し、データ喪失リスクに備えている。 ・個人情報を含む不要な帳票は、適切に管理し、破棄している。	〈本市における措置〉 サーバ等は、データセンターに設置しており、設置場所への入室はセキュリティゲートや生体認証装置、監視カメラなどによる厳重なセキュリティ管理を行っている。	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更は、重要な変更には当たらないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年10月20日	Ⅳ-2.従業員に対する教育・啓発 具体的な方法	〈本市における措置〉 (1)研修について ・全職員を対象とした情報セキュリティ研修を毎年度実施（eラーニング形式）し、個人情報の取扱いを含めた情報セキュリティに関する基礎的な知識の習得及び情報セキュリティに対する意識の向上を図っている。 ・情報セキュリティ及び個人情報の取扱いについて、新規採用職員を対象とした研修、情報セキュリティ責任者及び担当個人情報保護責任者（課長）を対象とした研修等、それぞれの役割に応じた特別研修を毎年度実施（集合研修形式）している。 ・外部講師（福岡県警のサイバーテロ対策の専門家やJ-LISより派遣される講師等）を招き、情報セキュリティ講習会の開催を行っている。	〈本市における措置〉 (1)情報セキュリティ研修について ・全職員を対象として情報セキュリティ研修を毎年度実施し、個人情報の取扱いを含めた情報セキュリティに関する基礎的な知識の習得及び情報セキュリティに対する意識の向上を図っている。 ・新規採用職員を対象とした研修、情報セキュリティ責任者（課長）を対象とした研修等、それぞれの役割に応じた特別研修を毎年度実施している。 ・J-LISのeラーニングやCYDER等の外部の研修受講を広く募集し、毎年度活用している。	事後	研修内容の記載を変更したもので重要な変更には当たらない。
令和4年10月20日	V-2.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8の1 保健福祉局 高齢社会部 介護保険課 TEL: 092-733-5452 FAX: 092-726-3328	〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8の1 福祉局 高齢社会部 介護保険課 TEL: 092-733-5452 FAX: 092-726-3328	事後	機構整備に伴う所属名称の変更であり、重大な変更にあたらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年10月20日	Ⅵ-1 基礎項目評価 ①実施日	平成30年4月2日	令和4年6月8日	事前	重要事項の変更に伴い、再評価を実施したもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月20日	VI-2.国民・住民からの意見の聴取 ①方法	市公報で公告のうえ市ホームページ上で意見公募する旨掲載し、市ホームページ、情報公開室・情報プラザ・各区役所・出張所等において案の閲覧及び配布を行う。意見は郵便、ファクシミリ、電子メールおよび情報公開室や情報プラザ・各区役所・出張所等への持参にて受け付ける。意見に対する本市の考え方については、市ホームページ上で示す。	対象事案についてパブリック・コメント手続きを実施する旨を市政だよりに周知のうえ、市ホームページ、情報公開室・情報プラザ・各区役所・出張所等において案の閲覧及び配付を行う。意見は郵便、ファクシミリ、電子メールおよび情報公開室や情報プラザ・各区役所・出張所等への持参にて受け付ける。意見に対する本市の考え方については、市ホームページ、情報公開室・情報プラザ・各区役所・出張所等で示す。	事後	周知方法の変更であり、重要な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年10月20日	VI-2.国民・住民からの意見の聴取 ②実施日・期間	平成30年4月27日～平成30年5月26日まで(30日間)	令和4年7月7日から令和4年8月5日まで(30日間)	事前	重要事項の変更に伴い、再評価を実施したもの
令和4年10月20日	VI-2.国民・住民からの意見の聴取 ④主な意見の内容	なし	Ⅱ 1から3中 介護保険情報ファイルの特定個人情報の入手利用に『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの』が含まれないが、介護保険サービスと障害者サービスを併給する人が公金受取口座を活用した場合、適正な金額が反映されるか。	事前	重要事項の変更に伴い、再評価を実施したもの
令和5年4月3日	I-1.特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②事務の内容	(略) ①第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更の届出 (中略) ⑧利用者負担割合の決定 ⑨居宅(介護予防)サービス計画届出の登録 ⑩介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費、介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請、決定 ⑪負担限度額認定や各種減免認定の申請、認定決定、認定証の交付 (中略) ⑭介護保険居宅介護(介護予防)サービス費等(償還払)支給申請、支給決定及び介護保険特定入所者介護(介護予防)サービス費等支給申請、支給決定 (以下略)	(略) ①第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更の届出 (中略) ⑧利用者負担割合の決定、負担割合証の交付、負担割合証の再交付の申請、再交付 ⑨居宅(介護予防)サービス計画届出の登録 ⑩介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費、介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請、決定 ⑪負担限度額認定や各種減免認定の申請、認定決定、認定証の交付(再交付含む) (中略) ⑭介護保険居宅介護(介護予防)サービス費等(償還払)支給申請、支給決定、介護予防・日常生活支援総合事業費(償還払)支給申請、支給決定及び介護保険特定入所者介護(介護予防)サービス費等支給申請、支給決定 (以下略)	事前	ぴったりサービスを活用した電子申請の受付開始に伴い、開始前に提出するもの。
令和5年4月3日	I-2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7(申請管理システム(サービス検索・電子申請機能))	(※追加記載)	使用システムに申請管理システム(サービス検索・電子申請機能)を追加	事前	ぴったりサービスを活用した電子申請の受付開始に伴い、開始前に提出するもの。
令和5年4月3日	I-1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容(別添1)事務の内容 介護保険資格に関する情報	<情報の流れ(図)> ⑧証発行・交付 (備考) (※追加記載)	<情報の流れ(図)> マイナポータル 手続の検索・電子申請申請管理システム ②届出・申請等(電子) ⑧証発行・交付(再交付) ⑩シリアル番号による申請者特定 (備考) <申請管理システムと住民基本台帳システムの連携> ⑩電子申請の場合、申請管理システムと住民基本台帳システム間で、シリアル番号を用いて申請者の特定を行う。	事前	ぴったりサービスを活用した電子申請の受付開始に伴い、開始前に提出するもの。
令和5年4月3日	I-1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容(別添1)事務の内容 要介護(要支援)認定に関する事務	<情報の流れ(図)> (※追加記載) (備考) (※追加記載)	<情報の流れ(図)> マイナポータル 手続の検索・電子申請申請管理システム 住民基本台帳システム ①要介護(要支援)認定申請(電子) ⑮シリアル番号による申請者特定 (備考) <申請管理システムと住民基本台帳システムの連携> ⑮電子申請の場合、申請管理システムと住民基本台帳システム間で、シリアル番号を用いて申請者の特定を行う。	事前	ぴったりサービスを活用した電子申請の受付開始に伴い、開始前に提出するもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月3日	I-1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 (別添1)事務の内容 介護保険給付に関する事務(総合事業に関する事務を含む)	<情報の流れ(図)> ⑬決定通知 各種証交付 (備考) <各種給付申請、決定、認定証等の交付> ⑫⑬ ・住宅改修費、福祉用具購入費、介護保険居宅介護(介護予防)サービス費等(償還払)及び介護保険特定入所者介護(介護予防)サービス費等:申請により、支給額を決定し、決定通知書を送付する。 (中略) ・負担限度額認定等の各種減免申請:申請により、①～④の情報をもとに、負担段階を決定し、認定証を送付する。	<情報の流れ(図)> マイナポータル 手続の検索・電子申請 申請管理システム ⑪サービス計画等提出(電子) ⑫各種給付申請(電子) ⑬決定通知 各種証交付(再交付) ⑭シリアル番号による申請者特定 (備考) <各種給付申請、決定、認定証等の交付> ⑫⑬ ・住宅改修費、福祉用具購入費、介護保険居宅介護(介護予防)サービス費等(償還払)、介護予防・日常生活支援総合事業費(償還払)及び介護保険特定入所者介護(介護予防)サービス費等:申請により、支給額を決定し、決定通知書を送付する。 (中略) ・負担限度額認定等の各種減免申請:申請により、①～④の情報をもとに、負担段階を決定し、認定証を送付する。 ・負担割合証、負担限度額認定証の再交付申請:申請により、各種証を再交付する。 (中略) <申請管理システムと住民基本台帳システムの連携> ⑭電子申請の場合、申請管理システムと住民基本台帳システム間で、シリアル番号を用いて申請者の特定を行う。	事前	ぴったりサービスを活用した電子申請の受付開始に伴い、開始前に提出するもの。
令和5年4月3日	II-3.特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	[○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム、申請管理システム(サービス検索・電子申請機能))	事前	ぴったりサービスを活用した電子申請の受付開始に伴い、開始前に提出するもの。
令和5年4月3日	II-3.特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	1 資格管理に係る事務 ・1号被保険者(65歳以上)及び2号被保険者(40歳以上64歳未満)のうち認定を持つ者について、資格の管理を行う。 ・65歳到達時、他市町村からの転入時及び第2号被保険者が介護認定を申請する際等に、住基情報及び住所地特例対象の有無を確認し資格取得を決定する。 ・住基情報より転出・死亡等による被保険者資格の喪失や世帯分離・合併等による世帯員の増減を把握する。 (中略) 5 給付に係る事務(総合事業に関する事務を含む) ・福岡県国民健康保険団体連合会より給付の実績データを取り込み、給付実績の把握・管理を行う。介護サービス及び総合事業利用者には、年に1回、利用状況を住民関係情報の住所又は本人等から申し出のあった送付先住所に送付する(介護給付費通知書)。 (中略) ・介護保険居宅介護(介護予防)サービス費等(償還払)及び介護保険特定入所者介護(介護予防)サービス費等の申請により、支給額を決定し、住民関係情報の住所又は本人等から申し出のあった送付先住所に決定通知書を送付する。 (以下略)	1 資格管理に係る事務 ・1号被保険者(65歳以上)及び2号被保険者(40歳以上64歳未満)のうち認定を持つ者について、資格の管理を行う。 ・65歳到達時、他市町村からの転入時及び第2号被保険者が介護認定を申請する際等に、住基情報及び住所地特例対象の有無を確認し資格取得を決定する。 ・住基情報より転出・死亡等による被保険者資格の喪失や世帯分離・合併等による世帯員の増減を把握する。 ・申請により、被保険者証の再交付を行う。 (中略) 5 給付に係る事務(総合事業に関する事務を含む) ・居宅(介護予防)サービス計画届出の提出により、届出の内容を記載した被保険者証を交付する。 ・福岡県国民健康保険団体連合会より給付の実績データを取り込み、給付実績の把握・管理を行う。介護サービス及び総合事業利用者には、年に1回、利用状況を住民関係情報の住所又は本人等から申し出のあった送付先住所に送付する(介護給付費通知書)。 (中略) ・介護保険居宅介護(介護予防)サービス費等(償還払)、介護予防・日常生活支援総合事業費(償還払)及び介護保険特定入所者介護(介護予防)サービス費等の申請により、支給額を決定し、住民関係情報の住所又は本人等から申し出のあった送付先住所に決定通知書を送付する。 (中略) ・申請により、負担割合証、負担限度額認定証の再交付を行う。	事前	ぴったりサービスを活用した電子申請の受付開始に伴い、開始前に提出するもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月3日	Ⅱ-3.特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	〈1～5の事務〉 住民関係情報と介護保険情報を突合して、各種通知書を送付する。 (中略) 〈5の事務〉 住民関係情報(世帯状況)及び税関係情報(所得状況・課税状況)、生活保護関係情報(受給状況)、年金関係情報(受給状況)を突合して、介護サービス利用時の自己負担割合、高額介護(介護予防)サービス費及び総合事業高額介護予防サービス費相当事業、高額医療合算介護(介護予防)サービス費及び総合事業高額医療合算介護予防サービス費相当事業、介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費、介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費、介護保険居宅介護(介護予防)サービス費等(償還払)及び介護保険特定入所者介護(介護予防)サービス費等の支給決定及び各種負担額認定(利用者負担減免含む)の決定をする。 また、被保険者が各種給付の申請を行う際に、公金受取口座を利用する旨意思表示があった場合、公金受取口座情報と保有している口座情報を突合し、公金受取口座に振り込む。	〈1～5の事務〉 ・住民関係情報と介護保険情報を突合して、各種通知書を送付する。 ・電子申請の場合において、シリアル番号と住民関係情報を突合して、申請者を特定する。 (中略) 〈5の事務〉 住民関係情報(世帯状況)及び税関係情報(所得状況・課税状況)、生活保護関係情報(受給状況)、年金関係情報(受給状況)を突合して、介護サービス利用時の自己負担割合、高額介護(介護予防)サービス費及び総合事業高額介護予防サービス費相当事業、高額医療合算介護(介護予防)サービス費及び総合事業高額医療合算介護予防サービス費相当事業、介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費、介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費、介護保険居宅介護(介護予防)サービス費等(償還払)、介護予防・日常生活支援総合事業費(償還払)及び介護保険特定入所者介護(介護予防)サービス費等の支給決定及び各種負担額認定(利用者負担減免含む)の決定をする。 また、被保険者が各種給付の申請を行う際に、公金受取口座を利用する旨意思表示があった場合、公金受取口座情報と保有している口座情報を突合し、公金受取口座に振り込む。	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更は、重要な変更には当たらないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年4月3日	Ⅱ-3.特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 権利利益に影響を与え得る決定	被保険者の資格取得・喪失の決定、保険料の賦課決定、保険料の還付の支払いの決定、要介護(要支援)認定申請結果の決定、自己負担割合の決定、高額介護(介護予防)サービス費及び総合事業高額介護予防サービス費相当事業・高額医療合算介護(介護予防)サービス費及び総合事業高額医療合算介護予防サービス費相当事業、介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費、介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費、介護保険居宅介護(介護予防)サービス費等(償還払)及び介護保険特定入所者介護(介護予防)サービス費等の支給決定、各種負担限度額(利用者負担減免含む)の認定	被保険者の資格取得・喪失の決定、保険料の賦課決定、保険料の還付の支払いの決定、要介護(要支援)認定申請結果の決定、自己負担割合の決定、高額介護(介護予防)サービス費及び総合事業高額介護予防サービス費相当事業・高額医療合算介護(介護予防)サービス費及び総合事業高額医療合算介護予防サービス費相当事業、介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費、介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費、介護保険居宅介護(介護予防)サービス費等(償還払)、介護予防・日常生活支援総合事業費(償還払)及び介護保険特定入所者介護(介護予防)サービス費等の支給決定、各種負担限度額(利用者負担減免含む)の認定	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更は、重要な変更には当たらないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年4月3日	Ⅱ-4.特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託の有無	(5)件	(6)件	事前	ぴったりサービスを活用した電子申請の受付開始に伴い、開始前に提出するもの。
令和5年4月3日	Ⅱ-4.特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項6(申請管理システムの運用・保守)	(※追加記載)	委託事項に申請管理システム(サービス検索・電子申請機能)の運用・保守を追加	事前	ぴったりサービスを活用した電子申請の受付開始に伴い、開始前に提出するもの。
令和5年4月3日	Ⅱ-6.特定個人方法の保管・消去 ①保管場所	〈介護保険システムにおける措置〉 ①介護保険システムのサーバはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 (中略) 〈中間サーバ・プラットフォームにおける措置〉 ①中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	〈介護保険システムにおける措置〉 ①介護保険システムのサーバはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 (中略) 〈中間サーバ・プラットフォームにおける措置〉 ①中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 〈申請管理システム(サービス検索・電子申請機能)における措置〉 ①申請管理システムのサーバはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、当該サーバのデータベース内に保存されている。 ③サーバへのアクセスは、ユーザアカウントおよびパスワードによる認証が必要である。	事前	ぴったりサービスを活用した電子申請の受付開始に伴い、開始前に提出するもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月3日	Ⅱ-6.特定個人方法の保管・消去 ③消去方法	〈介護保険システムにおける措置〉 ①ディスク交換やハード更改等の際は、介護保険システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 (中略) 〈中間サーバ・プラットフォームにおける措置〉 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	〈介護保険システムにおける措置〉 ①ディスク交換やハード更改等の際は、介護保険システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 (中略) 〈中間サーバ・プラットフォームにおける措置〉 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。 〈申請管理システム(サービス検索・電子申請機能)における措置〉 ①申請管理システムに格納する特定個人情報の消去は通常行わず、各業務での運用やシステムのディスク容量が不足する際に申請管理システムの保守・運用を行う事業者が適宜消去を行う。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、インフラ共通基盤の保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事前	ぴったりサービスを活用した電子申請の受付開始に伴い、開始前に提出するもの。
令和5年4月3日	Ⅲ-2.特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・届出や申請の窓口において、申請・届出内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・届出書等をシステムへ入力後、届出書等の内容とシステムの入力内容を照合し、確認を行う。 ・対象者以外の情報を誤って入手することがないよう、所定の様式を使用し、記入例等の案内書類を工夫する。 ・他市町村等から情報を入手する際は、対象者以外の情報を入手しないよう、事務マニュアル等を整備し、処理を統一化する。	・届出や申請の窓口において、申請・届出内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・届出書等をシステムへ入力後、届出書等の内容とシステムの入力内容を照合し、確認を行う。 ・対象者以外の情報を誤って入手することがないよう、所定の様式を使用し、記入例等の案内書類を工夫する。 ・他市町村等から情報を入手する際は、対象者以外の情報を入手しないよう、事務マニュアル等を整備し、処理を統一化する。 ・マニュアルやWEB上で、対象者の要件を明示、周知し、対象者以外の情報の入手を防止する。	事前	ぴったりサービスを活用した電子申請の受付開始に伴い、開始前に提出するもの。
令和5年4月3日	Ⅲ-2.特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外の入手を防止するための措置の内容	・必要な情報以外を誤って記載することがないよう、所定の様式を使用し、記入例等の案内書類を工夫する。 ・必要のない書類が提出された場合は、返却する。 ・システムのアクセス制限により操作対象者及び権限を制限し、不必要な情報へのアクセス制限により不正なアクセスを防止する。 ・庁内連携により情報を入手する場合は、情報資産利用申請により利用する情報資産の内容、目的、用途等について、情報資産所管課の承認を得る必要がある。また、情報システム課に報告することになっており、必要な情報以外の情報の入手はできない。 ・他市町村等から情報を入手する際は、必要以外の情報を入手しないよう、事務マニュアル等を整備し、処理を統一化する。	・必要な情報以外を誤って記載することがないよう、所定の様式を使用し、記入例等の案内書類を工夫する。 ・必要のない書類が提出された場合は、返却する。 ・システムのアクセス制限により操作対象者及び権限を制限し、不必要な情報へのアクセス制限により不正なアクセスを防止する。 ・庁内連携により情報を入手する場合は、情報資産利用申請により利用する情報資産の内容、目的、用途等について、情報資産所管課の承認を得る必要がある。また、情報システム課に報告することになっており、必要な情報以外の情報の入手はできない。 ・他市町村等から情報を入手する際は、必要以外の情報を入手しないよう、事務マニュアル等を整備し、処理を統一化する。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事前	ぴったりサービスを活用した電子申請の受付開始に伴い、開始前に提出するもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月3日	Ⅲ-2.特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	・書面にて本人あるいは代理人による届出のみを受領することとし、受領の際は必ず本人あるいは代理人の本人確認及び委任状の確認を徹底する。 ・情報提出を依頼する際は、その使用目的・用途について、説明書等を用いて説明する。 ・システムのアクセス制限により操作対象者及び権限を制限し、不必要な情報へのアクセスを制限により不正なアクセスを防止する。 ・庁内連携により情報を入手する場合は、情報資産利用申請により利用する情報資産の内容、目的、用途等について、情報資産所管課の承認を得る必要がある。また、情報システム課に報告することになっている。	・書面にて本人あるいは代理人による届出のみを受領することとし、受領の際は必ず本人あるいは代理人の本人確認及び委任状の確認を徹底する。 ・情報提出を依頼する際は、その使用目的・用途について、説明書等を用いて説明する。 ・システムのアクセス制限により操作対象者及び権限を制限し、不必要な情報へのアクセスを制限により不正なアクセスを防止する。 ・庁内連携により情報を入手する場合は、情報資産利用申請により利用する情報資産の内容、目的、用途等について、情報資産所管課の承認を得る必要がある。また、情報システム課に報告することになっている。 ・サービス検索・電子申請機能から電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人または代理人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続きを探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。	事前	ぴったりサービスを活用した電子申請の受付開始に伴い、開始前に提出するもの。
令和5年4月3日	Ⅲ-2.特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置 の内容	・身分証明書(個人番号カード等)の本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。	・身分証明書(個人番号カード等)の本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。 ・サービス検索・電子申請機能から電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人または代理人の確認を実施する。	事前	ぴったりサービスを活用した電子申請の受付開始に伴い、開始前に提出するもの。
令和5年4月3日	Ⅲ-2.特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報 が不正確であるリスク 特定個人番号の正確性確保 の措置の内容	・書面で提出された特定個人情報をシステムへ入力(新規入力、削除及び訂正)する際は、整合性を確保するために、入力等を行った者以外の担当者による二重チェックを実施する。 ・入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等は、内部で定められた規程に基づき管理し、厳重に保管する。	・書面または電子申請で提出された特定個人情報をシステムへ入力(新規入力、削除及び訂正)する際は、整合性を確保するために、入力等を行った者以外の担当者による二重チェックを実施する。 ・入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等は、内部で定められた規程に基づき管理し、厳重に保管する。	事前	ぴったりサービスを活用した電子申請の受付開始に伴い、開始前に提出するもの。
令和5年4月3日	Ⅲ-2.特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報 が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	・特定個人情報を記載した紙媒体は、定められた保管場所で施錠管理する。 ・既存の介護保険システムは外部接続できない仕組みである。	・特定個人情報を記載した紙媒体は、定められた保管場所で施錠管理する。 ・既存の介護保険システムは外部接続できない仕組みである。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起らないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	事前	ぴったりサービスを活用した電子申請の受付開始に伴い、開始前に提出するもの。
令和5年4月3日	Ⅲ-3.特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、 事務に必要な情報との紐付け が行われるリスク 宛名システム等における措置 の内容	統合宛名システムを利用するには、職員証及びUSBトークンを利用した、二要素による認証機能を設けており、権限を保持しない者は接続できないようになっている。権限は、番号法に定められた利用事務の所管課の業務担当職員のみが付与され、また、情報を利用する事務と事務に必要な情報項目の対応付けをあらかじめ統合宛名システム上で設定することで、事務に必要な情報への接続もできないよう制限している。	情報を利用する事務と事務に必要な情報項目の対応付けをあらかじめ統合宛名システム上で設定することで、事務に必要な情報への接続もできないよう制限している。	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更は、重要な変更には当たらないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年4月3日	Ⅲ-3.特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、 事務に必要な情報との紐付け が行われるリスク 事務で使用するその他のシステム における措置の内容	〈介護保険システム〉 ・磁気カードを読み取り装置に通し、パスワードを入力してシステムにログインする認証方式を採用している。また、ユーザアカウント毎にアクセス権限を設定しており、担当業務に必要な情報へのみアクセス可としている。	〈介護保険システム〉 ・磁気カードを読み取り装置に通し、パスワードを入力してシステムにログインする認証方式を採用している。また、ユーザアカウント毎にアクセス権限を設定しており、担当業務に必要な情報へのみアクセス可としている。 〈申請管理システム〉 ・情報を利用する事務と事務に必要な情報項目の対応付けをあらかじめ申請管理システム上で設定することで、事務に必要な情報への接続もできないよう制限している。	事前	ぴったりサービスを活用した電子申請の受付開始に伴い、開始前に提出するもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月3日	Ⅲ-3.特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	・磁気カードを使用してユーザIDを識別し、パスワードで認証を行っている。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。 ・認証に使用するパスワードは、定期的に変更する運用を行っている。 ・ユーザアカウントは有効期限が設定しており、有効期限を過ぎた場合はシステムにログインできない仕様としている。	・磁気カードを使用してユーザIDを識別し、パスワードで認証を行っている。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。 ・認証に使用するパスワードは、定期的に変更する運用を行っている。 ・ユーザアカウントは有効期限が設定しており、有効期限を過ぎた場合はシステムにログインできない仕様としている。 ・ユーザ認証には、職員証及びUSBトークンを利用した二要素による認証機能を設け、権限を保持しない者は接続できないようになっており、権限は統合宛名においては番号法、申請管理システムにおいては電子申請手続きに定められた利用事務の所管課の業務担当職員のみに付与している。	事前	ぴったりサービスを活用した電子申請の受付開始に伴い、開始前に提出するもの。
令和5年4月3日	Ⅲ-3.特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	・業務に対応したアクセス権限を確認し、業務に必要なアクセス権限のみを申請しなければならないものとしている。 ・権限を有していた職員の異動退職情報を確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更・削除を行っている。	① 発効の管理 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が事務に必要な情報にアクセスできるユーザIDを発効する。 ・ユーザID管理者が各事務に必要なアクセス権限の管理表を作成する。 ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。 ② 失効の管理 ・定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更は、重要な変更には当たらないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年4月3日	Ⅲ-3.特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	人事異動や組織変更等により、業務上必要なアクセス権限に変更があった場合、必要になった権限の追加や不要になった権限の削除を行う。	定期的にアクセス権限の確認を行う。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を変更又は削除する。	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更は、重要な変更には当たらないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年4月3日	Ⅲ-3.特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な管理方法	ユーザIDごとにシステムへのアクセスログを記録する。	・ユーザIDごとにシステムへのアクセスログを記録する。 ・申請管理システム(サービス検索・電子申請機能)へのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。	事前	ぴったりサービスを活用した電子申請の受付開始に伴い、開始前に提出するもの。
令和5年4月3日	Ⅲ-7.特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<本市における措置> サーバ等は、データセンターに設置しており、設置場所への入室はセキュリティゲートや生体認証装置、監視カメラなどによる厳重なセキュリティ管理を行っている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	<本市における措置> サーバ等は、データセンターに設置しており、設置場所への入室はセキュリティゲートや生体認証装置、監視カメラなどによる厳重なセキュリティ管理を行っている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <申請管理システム(サービス検索・電子申請機能)における措置> 申請管理システムはデータセンター内のインフラ共通基盤上の仮想サーバ上に構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。	事前	ぴったりサービスを活用した電子申請の受付開始に伴い、開始前に提出するもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月3日	Ⅲ-7.特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<介護保険システムにおける措置> サーバのネットワークは市の外部とは接続しておらず、隔離された環境である。 サーバへのアクセスは限定された者のみ可能であり、アクセスログを保存している。 (中略) <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	<介護保険システムにおける措置> サーバのネットワークは市の外部とは接続しておらず、隔離された環境である。 サーバへのアクセスは限定された者のみ可能であり、アクセスログを保存している。 (中略) <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <申請管理システム(サービス検索・電子申請機能)における措置> ・申請管理システムはインフラ共通基盤上の仮想サーバ上に構築されるが、インフラ共通基盤側でウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスチェックを実施する。ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、最新のものを使用する。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	事前	ぴったりサービスを活用した電子申請の受付開始に伴い、開始前に提出するもの。
令和5年4月3日	Ⅵ-1 基礎項目評価 ①実施日	令和4年6月8日	令和4年11月10日	事前	重要事項の変更に伴い、再評価を実施したもの
令和5年4月3日	Ⅵ-2.国民・住民からの意見の聴取 ②実施日・期間	令和4年7月7日から令和4年8月5日まで(30日間)	令和4年12月9日から令和5年1月10日まで(33日間)	事前	重要事項の変更に伴い、再評価を実施したもの
令和5年4月3日	Ⅵ-2.国民・住民からの意見の聴取 ④主な意見の内容	Ⅱ 1から3中 介護保険情報ファイルの特定個人情報の入手利用に『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの』が含まれないが、介護保険サービスと障害者サービスを併給する人が公金受取口座を活用した場合、適正な金額が反映されるか。	なし	事前	重要事項の変更に伴い、再評価を実施したもの
令和6年1月16日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムとの接続	(※追加記載)	住民基本台帳ネットワークシステムを追加。	事後	重要な変更該当する項目ではないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年1月16日	Ⅱ ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	株式会社ワンビシアーカイズ九州支社	株式会社NXワンビシアーカイズ九州支店	事後	社名変更による修正。 重要な変更該当する項目ではないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年1月16日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 3. 特定個人情報の使用 リスク3 リスクに対する措置の内容	・委託先に対しては、業務外で使用しないことや、違反行為を行うと福岡市個人情報保護条例に規定する罰則が適用される場合があることを契約書等に定めている。	・委託先に対しては、業務外で使用しないことや、違反行為を行うと個人情報の保護に関する法律に規定する罰則が適用される場合があることを契約書等に定めている。	事後	個人情報の保護に関する法律の改正(令和5年4月1日施行)により、地方公共団体も法が直接適用されることとなったことに伴う修正。 個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更は、重要な変更には当たらないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年1月16日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 特定個人情報の消去ルール 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	「福岡市個人情報保護条例」	「個人情報の保護に関する法律」	事後	個人情報の保護に関する法律の改正(令和5年4月1日施行)により、地方公共団体も法が直接適用されることとなったことに伴う修正。 個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更は、重要な変更には当たらないため、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月16日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	福岡市個人情報保護条例に基づき、「開示・訂正・利用停止請求書」により請求する。	個人情報の保護に関する法律に基づき、「開示・訂正・利用停止請求書」により請求する。	事後	重要な変更該当する項目ではないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年12月20日	I -5.個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項 別表第一の68の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項 別表の100の項	事後	番号法の改正に伴う修正であり、重要な変更該当する項目ではなく、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年12月20日	I -6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、117、119の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の93、94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第2、3、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、83、86、87、108、115、116、125、128、132、137、144、145、158、161の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第131、132の項	事後	番号法の改正に伴う修正であり、重要な変更該当する項目ではなく、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年12月20日	II -3.特定個人情報の入手・使用 ①入手元	評価実施機関内の他部署 財政局税務部税制課、保健医療局総務部保険年金課、保険医療課、福祉局生活福祉部保護課、市民局総務部戸籍住民課	評価実施機関内の他部署 財政局税務部税制課、保健医療局総務企画部保険年金課、保険医療課、福祉局生活福祉部保護課、市民局総務部戸籍住民課	事後	機構整備による所属名称変更に伴う変更であり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年12月20日	II -3.特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	・本人及び代理人から入手する情報(介護保険法等に規定がある場合を除く)は、利用目的を明示する。 ・庁内連携システム等による入手については、番号法第9条第2項に基づく条例において明示されている。 ・情報提供ネットワークによる入手については、番号法別表第二の93、94の項において明示されているが、口頭にて本人に明示する。 ・住民基本台帳ネットワークシステムによる入手については、番号法第14条第2項において、地方公共団体情報システム機構に対し機構保存本人確認情報の提供を求めることができる旨が明示されている。	・本人及び代理人から入手する情報(介護保険法等に規定がある場合を除く)は、利用目的を明示する。 ・庁内連携システム等による入手については、番号法第9条第2項に基づく条例において明示されている。 ・情報提供ネットワークによる入手については、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第131、132の項において明示されているが、口頭にて本人に明示する。 ・住民基本台帳ネットワークシステムによる入手については、番号法第14条第2項において、地方公共団体情報システム機構に対し機構保存本人確認情報の提供を求めることができる旨が明示されている。	事後	番号法の改正に伴う修正であり、重要な変更該当する項目ではなく、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年12月20日	II -4. 特定個人情報ファイルの取扱いのファイル 委託事項3 ⑥委託先名	:株式会社NXワンビシアークイブ九州支店	株式会社日立製作所	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和6年12月20日	II -4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ①委託内容	・個人番号を利用した高額医療合算介護(予防)サービス費に係る被保険者向け勧奨通知作成 ※当該委託業務において個人番号を使用することは、番号法別表第一の主務省令で定める命令第50条第1項第3号において、介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する事務と整理されているため妥当である。	・個人番号を利用した高額医療合算介護(予防)サービス費に係る被保険者向け勧奨通知作成 ※当該委託業務において個人番号を使用することは、番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条第1項第3号において、介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する事務と整理されているため妥当である。	事後	番号法の改正に伴う修正であり、重要な変更該当する項目ではなく、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年12月20日	II -4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑥委託先名	パーソルテンプスタッフ(株)	パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社	事後	社名変更による修正。 重要な変更該当する項目ではないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年12月20日	II -5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	提供を行っている 31件	提供を行っている 1件	事後	番号法の改正及び別紙1に記載することとしたことによる修正であり、重要な変更該当する項目ではなく、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年12月20日	II -5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	移転を行っている 9件	提供を行っている 8件	事後	機構整備による所属統合に伴う変更であり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年12月20日	II -5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1～31	(※別紙1の追加)	(別紙1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に定める事務(表省略)	事後	提供先を別紙1に記載することとしたことによる修正であり、重要な変更該当する項目ではなく、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月20日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報	提供先1 厚生労働大臣 ①法令上の根拠: 番号法第19条第8号別表第2第1の項 ②提供先における用途: 健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報: 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの	提供先1 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者(別紙1参照) ①法令上の根拠: 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 ②提供先における用途: 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める各事務(別紙1参照) ③提供する情報: 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	事後	番号法の改正による提供先1の削除及び提供先を別紙1に記載することによる変更であり、重要な変更に該当する項目ではなく、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年12月20日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2～31	(略)	(※削除)	事後	提供先を別紙1に記載することとしたことによる修正であり、重要な変更に該当する項目ではなく、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年12月20日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2	提供先2 全国健康保険協会 ①法令上の根拠: 番号法第19条第8号別表第2第2の項 (以下略)	(別紙1)1の項	事後	提供先を別紙1に記載することとしたことによる修正であり、重要な変更に該当する項目ではなく、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年12月20日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3	提供先3 健康保険組合 ①法令上の根拠: 番号法第19条第8号別表第2第3の項 (以下略)	(別紙1)2の項	事後	提供先を別紙1に記載することとしたことによる修正であり、重要な変更に該当する項目ではなく、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年12月20日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4	提供先4 厚生労働大臣 ①法令上の根拠: 番号法第19条第8号別表第2第4の項 (以下略)	(※削除)	事後	番号法の改正に伴う修正であり、重要な変更に該当する項目ではなく、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年12月20日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先5	提供先5 全国健康保険協会 ①法令上の根拠: 番号法第19条第8号別表第2第6の項 (以下略)	(別紙1)4の項	事後	提供先を別紙1に記載することとしたことによる修正であり、重要な変更に該当する項目ではなく、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年12月20日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先6	提供先6 都道府県知事等 ①法令上の根拠: 番号法第19条第8号別表第2第26の項 (以下略)	(別紙1)9の項	事後	提供先を別紙1に記載することとしたことによる修正であり、重要な変更に該当する項目ではなく、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年12月20日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先7	提供先7 社会福祉協議会 ①法令上の根拠: 番号法第19条第8号別表第2第30の項 (以下略)	(※削除)	事後	番号法の改正に伴う修正であり、重要な変更に該当する項目ではなく、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年12月20日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先8	提供先8 日本私立学校振興・共済事業団 ①法令上の根拠: 番号法第19条第8号別表第2第33の項 (以下略)	(別紙1)10の項	事後	提供先を別紙1に記載することとしたことによる修正であり、重要な変更に該当する項目ではなく、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年12月20日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先9	提供先9 国家公務員共済組合 ①法令上の根拠: 番号法第19条第8号別表第2第39の項 (以下略)	(別紙1)11の項	事後	提供先を別紙1に記載することとしたことによる修正であり、重要な変更に該当する項目ではなく、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年12月20日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先10	提供先10 市町村長又は国民健康保険組合 ①法令上の根拠: 番号法第19条第8号別表第2第42の項 (以下略)	(別紙1)12の項	事後	提供先を別紙1に記載することとしたことによる修正であり、重要な変更に該当する項目ではなく、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年12月20日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先11	提供先11 市町村長 ①法令上の根拠: 番号法第19条第8号別表第2第56の2項 (以下略)	(別紙1)14の項	事後	提供先を別紙1に記載することとしたことによる修正であり、重要な変更に該当する項目ではなく、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年12月20日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先12	提供先12 地方公務員共済組合 ①法令上の根拠: 番号法第19条第8号別表第2第58の項 (以下略)	(別紙1)15の項	事後	提供先を別紙1に記載することとしたことによる修正であり、重要な変更に該当する項目ではなく、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年12月20日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先13	提供先13 市町村長 ①法令上の根拠: 番号法第19条第8号別表第2第61の項 (以下略)	(別紙1)16の項	事後	提供先を別紙1に記載することとしたことによる修正であり、重要な変更に該当する項目ではなく、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年12月20日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先14	提供先14 市町村長 ①法令上の根拠: 番号法第19条第8号別表第2第62の項 (以下略)	(別紙1)17の項	事後	提供先を別紙1に記載することとしたことによる修正であり、重要な変更に該当する項目ではなく、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月20日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先15	提供先15 後期高齢者医療広域連合 ①法令上の根拠: 番号法第19条第8号別表第2第80の項 (以下略)	(別紙1)19の項	事後	提供先を別紙1に記載することとしたことによる修正であり、重要な変更該当する項目ではなく、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年12月20日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先16	提供先16 都道府県知事等 ①法令上の根拠: 番号法第19条第8号別表第2第87の項 (以下略)	(別紙1)21の項	事後	提供先を別紙1に記載することとしたことによる修正であり、重要な変更該当する項目ではなく、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年12月20日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先17	提供先17 都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長 ①法令上の根拠: 番号法第19条第8号別表第2第90の項 (以下略)	(別紙1)22の項	事後	提供先を別紙1に記載することとしたことによる修正であり、重要な変更該当する項目ではなく、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年12月20日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先18	提供先18 市町村長 ①法令上の根拠: 番号法第19条第8号別表第2第94の項 (以下略)	(別紙1)23の項	事後	提供先を別紙1に記載することとしたことによる修正であり、重要な変更該当する項目ではなく、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年12月20日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先19	提供先19 厚生労働大臣又は共済組合等 ①法令上の根拠: 番号法第19条第8号別表第2第95の項 (以下略)	(※削除)	事後	番号法の改正に伴う修正であり、重要な変更該当する項目ではなく、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年12月20日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先20	提供先20 厚生労働大臣 ①法令上の根拠: 番号法第19条第8号別表第2第117の項 (以下略)	(※削除)	事後	番号法の改正に伴う修正であり、重要な変更該当する項目ではなく、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年12月20日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先21	提供先21 都道府県知事 ①法令上の根拠: 番号法第19条第8号別表第2第8の項 (以下略)	(別紙1)5の項	事後	提供先を別紙1に記載することとしたことによる修正であり、重要な変更該当する項目ではなく、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年12月20日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先22	提供先22 市町村長 ①法令上の根拠: 番号法第19条第8号別表第2第11の項 (以下略)	(別紙1)6の項	事後	提供先を別紙1に記載することとしたことによる修正であり、重要な変更該当する項目ではなく、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年12月20日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先23	提供先23 都道府県知事又は市町村長 ①法令上の根拠: 番号法第19条第8号別表第2第108の項 (以下略)	(別紙1)25の項	事後	提供先を別紙1に記載することとしたことによる修正であり、重要な変更該当する項目ではなく、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年12月20日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先24	提供先24 全国健康保険協会 ①法令上の根拠: 番号法第19条第8号別表第2第5の項 (以下略)	(別紙1)3の項	事後	提供先を別紙1に記載することとしたことによる修正であり、重要な変更該当する項目ではなく、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年12月20日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先25	提供先25 市町村長 ①法令上の根拠: 番号法第19条第8号別表第2第17の項 (以下略)	(別紙1)7の項	事後	提供先を別紙1に記載することとしたことによる修正であり、重要な変更該当する項目ではなく、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年12月20日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先26	提供先26 都道府県知事 ①法令上の根拠: 番号法第19条第8号別表第2第22の項 (以下略)	(別紙1)8の項	事後	提供先を別紙1に記載することとしたことによる修正であり、重要な変更該当する項目ではなく、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年12月20日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先27	提供先27 市町村長又は国民健康保険組合 ①法令上の根拠: 番号法第19条第8号別表第2第43の項 (以下略)	(別紙1)13の項	事後	提供先を別紙1に記載することとしたことによる修正であり、重要な変更該当する項目ではなく、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年12月20日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先28	提供先28 後期高齢者医療広域連合 ①法令上の根拠: 番号法第19条第8号別表第2第81の項 (以下略)	(別紙1)20の項	事後	提供先を別紙1に記載することとしたことによる修正であり、重要な変更該当する項目ではなく、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年12月20日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先29	提供先29 都道府県知事又は保健所を設置する市の長 ①法令上の根拠: 番号法第19条第8号別表第2第97の項 (以下略)	(別紙1)24の項	事後	提供先を別紙1に記載することとしたことによる修正であり、重要な変更該当する項目ではなく、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年12月20日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先30	提供先30 都道府県知事又は市町村長 ①法令上の根拠: 番号法第19条第8号別表第2第109の項 (以下略)	(別紙1)26の項	事後	提供先を別紙1に記載することとしたことによる修正であり、重要な変更該当する項目ではなく、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月20日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先31	提供先31 都道府県知事 ①法令上の根拠:番号法第19条第8号別表第2第119の項 (以下略)	(別紙1)27の項	事後	提供先を別紙1に記載することとしたことによる修正であり、重要な変更該当する項目ではなく、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年12月20日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 (別紙1)18の項	(※追加記載)	(別紙1)18の項 提供先:百八 市町村長 提供先における用途:災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第百十条で定めるもの	事後	番号法の改正に伴う修正であり、重要な変更該当する項目ではなく、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年12月20日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 (別紙1)28の項	(※追加記載)	(別紙1)28の項 提供先:百六十一 都道府県知事等 提供先における用途:「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。以下「昭和二十九年社発第三百八十二号通知」という。))に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第百六十三条で定めるもの	事後	番号法の改正に伴う修正であり、重要な変更該当する項目ではなく、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年12月20日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先2	移転先 保健医療局 総務部 保険医療課 (内容省略)	(※削除)	事後	機構整備による所属統合に伴う変更であり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年12月20日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先3～9	移転先3 移転先4 移転先5 移転先6 移転先7 移転先8 移転先9 (内容省略)	移転先2 移転先3 移転先4 移転先5 移転先6 移転先7 移転先8 (内容省略)	事後	移転先2の削除に伴う項ずれを修正し、移転先9を削除するもの。
令和6年12月20日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1、2、3、8	移転先1 移転先 保健医療局 総務部 保険医療課 (内容省略) 移転先2、移転先3、移転先8 移転先 保健医療局 総務部 保険年金課 (内容省略)	移転先1 移転先 保健医療局 総務企画部 保険医療課 (内容省略) 移転先2、移転先3、移転先8 移転先 保健医療局 総務企画部 保険年金課 (内容省略)	事後	機構整備による所属名称変更に伴う変更であり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年12月20日	Ⅲ-6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法第19条第8号に基づく主務省令及び番号法第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	番号法の改正に伴う修正であり、重要な変更該当する項目ではなく、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年12月20日	Ⅲ-6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7:情報提供ネットワークとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 ＜本市における措置＞	＜本市における措置＞ 情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、中間サーバが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステムは、統合宛名システムや業務システムは直接接続はできない。	＜本市における措置＞ 情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、中間サーバが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステムは、統合宛名システムや業務システムとの直接接続はできない。	事後	表記を明確にするための修正であり、重要な変更該当する項目ではなく、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年12月20日	V-1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 公表場所	市ホームページ・総務企画局行政部情報公開室	専用サイト(個人情報ファイル簿公表システム)	事後	公表場所に関する記載の見直しに伴う修正であり、重要な変更該当する項目ではなく、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和7年10月31日	(別添3)変更箇所	(項目全体)	((別添3)変更箇所参照)	事後	重要な変更該当する項目ではないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和7年10月31日	全体	句読点「, 」	句読点「、」	事後	表記を統一するための修正であり、重要な変更には当たらないため、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月31日	I-1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 1/2	①第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更の届出 ②第1号及び第2号被保険者の被保険者証交付(再交付)の申請、交付 ③保険料の賦課、通知 ④保険料の収納、還付 ⑤保険料の減免、徴収猶予等の申請、決定 ⑥保険料滞納者に係る支払い方法の変更、支払いの一時差止、給付額減額 ⑦要介護(要支援)の新規認定、認定更新、区分変更の申請、決定 ⑧利用者負担割合の決定、負担割合証の交付、負担割合証の再交付の申請、再交付 ⑨居宅(介護予防)サービス計画届出の登録 ⑩介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費、介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請、決定 ⑪負担限度額認定や各種減免認定の申請、認定決定、認定証の交付(再交付含む) ⑫高額介護(介護予防)サービス費支給申請、支給決定 ⑬高額医療合算介護(介護予防)サービス費支給申請、支給決定 ⑭介護保険居宅介護(介護予防)サービス費等(償還払)支給申請、支給決定、介護予防・日常生活支援総合事業費(償還払)支給申請、支給決定及び介護保険特定入所者介護(介護予防)サービス費等支給申請、支給決定	1. 被保険者資格 ①第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更の届出 ②第1号及び第2号被保険者の被保険者証交付(再交付)の申請、交付 2. 保険料賦課 ③保険料の賦課、通知 ④保険料の減免、徴収猶予等の申請、決定 3. 保険料収納 ⑤保険料の収納、還付 4. 滞納管理 ⑥保険料滞納者に係る支払い方法の変更、支払いの一時差止、給付額減額 5. 受給者管理 ⑦利用者負担割合の決定、負担割合証の交付、負担割合証の再交付の申請、再交付 ⑧負担限度額認定や各種減免認定の申請、認定決定、認定証の交付(再交付含む) 6. 認定管理 ⑨要介護(要支援)の新規認定、認定更新、区分変更の申請、決定 7. 給付管理 ⑩居宅(介護予防)サービス計画届出の登録 ⑪介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費、介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請、決定 ⑫高額介護(介護予防)サービス費支給申請、支給決定 ⑬高額医療合算介護(介護予防)サービス費支給申請、支給決定 ⑭介護保険居宅介護(介護予防)サービス費等(償還払)支給申請、支給決定、介護予防・日常生活支援総合事業費(償還払)支給申請、支給決定及び介護保険特定入所者介護(介護予防)サービス費等支給申請、支給決定	事前	システム刷新・標準化に伴い、実施前に提出するもの。
令和7年10月31日	I-1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 2/2	⑮情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携(照会・提供)を行うため、個人番号対応符号の取得及び必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバに保有・管理を行う。 ⑯総合事業利用届出(介護予防ケアマネジメント作成依頼届、基本チェックリスト等)の登録及び判定 ⑰事業対象者(総合事業)の資格管理 ⑱総合事業高額介護予防サービス費相当事業の支給申請、支給決定 ⑲総合事業高額医療合算介護予防サービス費相当事業の支給申請、支給決定 ⑳保険者事務共同処理業務 ⑬及び⑱の事務に個人番号を利用し、本市の介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを行う。 ※本市では、㉔について、福岡県国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施 しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「個人番号異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供する。	8. 総合事業 ⑮総合事業利用届出(介護予防ケアマネジメント作成依頼届、基本チェックリスト等)の登録及び判定 ⑯事業対象者(総合事業)の資格管理 ⑰総合事業高額介護予防サービス費相当事業の支給申請、支給決定 ⑱総合事業高額医療合算介護予防サービス費相当事業の支給申請、支給決定(共通) ⑲情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携(照会・提供)を行うため、個人番号対応符号の取得及び必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバに保有・管理を行う。 ⑳保険者事務共同処理業務 ⑬及び⑱の事務に個人番号を利用し、本市の介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを行う。 ※本市では、㉔について、福岡県国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施 しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「個人番号異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供する。	事前	システム刷新・標準化に伴い、実施前に提出するもの。
令和7年10月31日	I-2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ①システムの名称	介護保険システム(保健福祉総合システム)	介護保険システム	事前	システム刷新・標準化に伴い、実施前に提出するもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月31日	I-2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能 1/2	1 資格情報管理 ①被保険者の介護保険資格を登録・管理・照会する機能 ②被保険者の世帯を登録・管理・照会する機能 ③被保険者証を発行・管理する機能 ④住所地特例者を登録・管理・照会する機能 ⑤適用除外者を登録・管理・照会する機能 2 賦課情報管理 ①介護保険料の決定及び保険料決定通知書を作成する機能 ②税情報の更正等による介護保険料の変更決定及び保険料変更決定通知書を作成する機能 ③所得情報を登録・管理・照会する機能 ④生活保護受給情報を登録する機能 ⑤高齢福祉年金受給情報を登録する機能 ⑥特別徴収者の登録・管理・照会する機能 3 徴収情報管理 ①保険料の収納状況を管理・照会する機能 ②保険料の過誤納(還付や充当)を処理・管理する機能 ③保険料の減免・徴収猶予を処理する機能 ④保険料の滞納状況を管理する機能 ⑤口座振替を処理・管理する機能 ⑥納付証明書を発行する機能 4 認定情報管理 ①要介護(要支援)認定の申請受付の機能 ②要介護(要支援)の認定結果通知、被保険者証発行の機能 ③被保険者の認定情報を管理・照会する機能 ④要介護(要支援)認定における相手方(主治医・認定調査員)情報を管理する機能	1. 介護保険共通 1.1.他システム連携、1.2.マスタ管理機能、1.3.データ管理機能、1.4.台帳管理機能、1.5.一覧管理機能、1.6.帳票出力機能、1.7.政令・広域固有要件 2. 被保険者資格 2.1.住民情報異動等に伴う資格異動、2.2.被保険者証等再交付、2.3.自市町村住所地特例者把握、2.4.他市町村住所地特例者把握、2.5.適用除外施設入所者把握 3. 保険料賦課 3.1.保険料賦課共通、3.2.仮算定、3.3.仮徴収額変更、3.4.本算定、3.5.月割賦課、3.6.口座振替依頼、3.7.代理納付管理、3.8.減免・猶予管理 4. 保険料収納 4.1.保険料収納共通管理、4.2.収納消込共通、4.3.収納消込(自主納付・代理納付)、4.4.収納消込(口座振替)、4.5.収納消込(特別徴収)、4.6.還付・充当、4.7.納付証明書発行、4.8.督促 5. 滞納管理 5.1.滞納共通管理、5.3.催告・猶予措置、5.4.滞納処分	事前	システム刷新・標準化に伴い、実施前に提出するもの。
令和7年10月31日	I-2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能 2/2	5 給付・受給情報管理(総合事業に関するものを含む) ①居宅サービス計画届出及び介護予防ケアマネジメント作成依頼届出を登録する機能 ②介護保険施設入退所者登録の機能 ③利用者負担減免申請・決定や負担限度額認定の申請・決定の機能 ④負担割合の判定及び負担割合証を発行・管理する機能 ⑤各種給付費支給申請・決定の機能 ⑥受給資格証明書発行の機能 ⑦給付制限処理の機能 ⑧受給者台帳の管理・照会や国民健康保険団体連合会(国保連合会)に送付する受給者台帳を作成する機能 ⑨給付実績を管理・照会する機能 ⑩給付実績から高額介護(介護予防)サービス費及び総合事業高額介護予防サービス費相当事業対象者を把握・管理する機能 ⑪給付実績から高額医療・介護(介護予防)合算サービス費及び総合事業高額医療合算介護予防サービス費相当事業対象者を管理する機能 ⑫事業所情報を管理する機能 ⑬事業対象者(総合事業)を判定・登録する機能 6 一括処理機能 ①帳票の一括印刷、異動の一括処理、データの一括取り込みを行う機能 7 他業務連携 ①福岡市内部の他業務及び他システムと情報連携を行う機能 8 統合宛名システム連携 ①統合宛名システムへの情報連携を行う機能	6. 受給者管理 6.1.減免／減額認定、6.2.負担割合、6.3.給付制限、6.4.国保連受給者異動 7. 認定管理 7.1.要介護／要支援認定申請、7.2.認定調査、7.3.意見書作成、7.4.一次判定／二次判定(審査会)、7.5.要介護／要支援認定、7.6.認定更新勧奨、7.7.情報提供、7.8.処分延期通知、7.9.謝金・報酬支払 8. 給付管理 8.1.給付共通管理、8.2.居宅届出、8.3.償還(住宅改修費)、8.4.償還(福祉用具購入費)、8.5.償還(住宅改修／福祉用具共通)、8.6.償還(その他償還)、8.7.償還共通、8.8.高額サービス費、8.9.支払通知、8.10.給付実績、8.11.高額合算(交付申請)、8.12.高額合算(支給申請)、8.13.高額合算共通、8.14.介護給付費通知、 9. 統計・報告等 9.1.事業状況報告、9.2.統計・集計 10. 総合事業 10.1.総合事業共通管理、10.2.事業対象者、10.3.負担割合、10.4.国保連受給者異動、10.5.介護予防ケアマネジメント届出、10.6.償還(介護予防・日常生活支援総合事業費)、10.7.高額介護予防サービス費相当事業、10.8.支払通知、10.9.給付実績(介護予防・日常生活支援総合事業費)、10.10.高額医療合算介護予防サービス費相当事業(交付申請)、10.11.高額医療合算介護予防サービス費相当事業(支給申請)、10.12.高額医療合算介護予防サービス費相当事業共通、10.13.介護給付費通知	事前	システム刷新・標準化に伴い、実施前に提出するもの。
令和7年10月31日	I-2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	・主治医意見書及び認定調査票情報を登録・管理する機能 ・介護認定審査会を管理する機能 ※システムで個人番号は保有しない。	1. 介護保険共通 1.1.マスタ管理機能、1.2.データ管理機能、1.3.台帳管理機能、1.4.一覧管理機能、1.5.帳票出力機能、1.6.政令・広域固有要件 2. 認定管理 2.1.要介護／要支援認定申請、2.2.認定調査、2.3.意見書作成、2.4.一次判定／二次判定(審査会)、2.5.要介護／要支援認定、2.6.情報提供、2.7.処分延期通知、2.8.謝金・報酬支払	事前	システム刷新・標準化に伴い、実施前に提出するもの。
令和7年10月31日	I-2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能	システム間連携機能 共通基盤と業務システム間及び異なる業務システム間のデータ連携を行う機能	1 統合認証機能 ICカードによる利用者認証、権限管理及び業務システムの起動を行う機能 2 システム間連携機能 共通基盤と業務システム間及び異なる業務システム間のデータ連携を行う機能 3 統合運用管理機能 ジョブ実行管理機能、媒体の入出力、帳票出力を行う機能 4 インフラ共通基盤機能 システム監視、稼働記録(ログ)管理、ウイルス対策及びデータのバックアップを行う機能	事前	システム刷新・標準化に伴い、実施前に提出するもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月31日	I-2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ③他のシステムとの接続	[] 庁内連携システム [] 税務システム [○] その他(国民年金システム)	[○] 庁内連携システム [○] 税務システム [○] その他(各業務システム)	事後	重要な変更該当する項目ではないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和7年10月31日	(別添1)事務の内容	(項目全体のため略)	(項目全体のため略)	事前	システム刷新・標準化に伴い、実施前に提出するもの。
令和7年10月31日	II-2.基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・4情報、連絡先:被保険者証の発行、各種通知書の送付、本人への連絡等のため。	・5情報、連絡先:被保険者証の発行、各種通知書の送付、本人への連絡等のため。	事後	重要な変更該当する項目ではないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和7年10月31日	II-3.特定個人情報の入手・使用 ①入手元	財政局税務部税制課、保健医療局総務企画部保険年金課、保険医療課、福祉局生活福祉部保護課、市民局総務部戸籍住民課	会計室会計管理課、財政局税務部税制課、保健医療局総務企画部保険年金課、保険医療課、福祉局生活福祉部保護課、市民局総務部戸籍住民課	事前	システム刷新・標準化に伴い、実施前に提出するもの。
令和7年10月31日	II-3.特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[] 専用線	[○] 専用線	事後	重要な変更該当する項目ではないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和7年10月31日	II-3.特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	< 庁内連携システム > ・生活保護受給情報:生活保護システムの更新情報を月次更新により入手 ・年金関係情報:老齢福祉年金受給者のデータを年次で入手	< 庁内連携システム > ・生活保護受給情報:生活保護システムの更新情報を日時更新により入手 (・削除)	事前	システム刷新・標準化に伴い、実施前に提出するもの。
令和7年10月31日	II-3.特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	・情報提供ネットワークによる入手については、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第131、132の項において明示されているが、口頭にて本人に明示する。	・情報提供ネットワークによる入手については、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第131、132の項において明示されている。	事後	重要な変更該当する項目ではないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和7年10月31日	II-3.特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	・福岡県国民健康保険団体連合会より給付の実績データを取り込み、給付実績の把握・管理を行う。介護サービス及び総合事業利用者には、年に1回、利用状況を住民関係情報の住所又は本人等から申し出のあった送付先住所に送付する(介護給付費通知書)。	・福岡県国民健康保険団体連合会より給付の実績データを取り込み、給付実績の把握・管理を行う。	事前	システム刷新・標準化に伴い、実施前に提出するもの。
令和7年10月31日	II-4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	6件	5件	事前	システム刷新・標準化に伴い、実施前に提出するもの。
令和7年10月31日	II-4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	(項目全体のため略)	(削除)	事前	システム刷新・標準化に伴い、実施前に提出するもの。
令和7年10月31日	II-4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	(項目全体のため略)	(削除)	事前	システム刷新・標準化に伴い、実施前に提出するもの。
令和7年10月31日	II-4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7	(新規追加)	(項目全体のため略)	事前	システム刷新・標準化に伴い、実施前に提出するもの。
令和7年10月31日	II-4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項	(項目については略。並び替えを行うもの) 委託事項1:介護保険システムの運用・保守業務、法制度改正に伴うシステム改修作業業務 委託事項2:(削除) 委託事項3:(削除) 委託事項4:保険者事務共同処理業務(高額医療合算介護(予防)サービス費及び総合事業高額医療合算介護予防サービス費相当事業算定業務) 委託事項5:要介護(要支援)認定事務 委託事項6:申請管理システム(サービス検索・電子申請機能)の運用・保守 委託事項7:共通基盤の運用・保守業務	(項目については略。並び替えを行うもの) 委託事項1:介護保険システムの運用・保守業務、法制度改正に伴うシステム改修作業業務 委託事項2:共通基盤の運用・保守業務 委託事項3:保険者事務共同処理業務(高額医療合算介護(予防)サービス費及び総合事業高額医療合算介護予防サービス費相当事業算定業務) 委託事項4:要介護(要支援)認定事務 委託事項5:申請管理システム(サービス検索・電子申請機能)の運用・保守	事前	システム刷新・標準化に伴い、実施前に提出するもの。
令和7年10月31日	II-5.特定個人情報の提供・移転 移転先7	福祉局 障がい者部 障がい福祉課	福祉局 障がい者部 障がい在宅福祉課	事後	機構整備に伴う所属名称の変更であり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和7年10月31日	II-5.特定個人情報の提供・移転 移転先7 ⑥移転方法	[] 庁内連携システム [○] 専用線	[○] 庁内連携システム [] 専用線	事前	システム刷新・標準化に伴い、実施前に提出するもの。
令和7年10月31日	II-5.特定個人情報の提供・移転 移転先8	(項目全体のため略)	(削除)	事前	システム刷新・標準化に伴い、実施前に提出するもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月31日	Ⅱ-6.特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更は、重要な変更には当たらないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和7年10月31日	Ⅱ-6.特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出されないよう、物理的破壊により完全に消去する。	＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバ・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバ・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出されないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。	事後	重要な変更に該当する項目ではないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和7年10月31日	(別添2)ファイル記録項目	(項目全体)	((別添2)ファイル記録項目参照)	事前	システム刷新・標準化に伴い、実施前に提出するもの。
令和7年10月31日	Ⅲ-2.特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・庁内連携により情報を入手する場合は、情報資産利用申請により利用する情報資産の内容、目的、用途等について、情報資産所管課の承認を得る必要がある。また、情報システム課に報告することになっており、必要な情報以外の情報の入手はできない。	・庁内連携により情報を入手する場合は、情報資産利用申請により利用する情報資産の内容、目的、用途等について、情報資産所管課の承認を得る必要がある。	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更は、重要な変更には当たらないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和7年10月31日	Ⅲ-2.特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	・庁内連携により情報を入手する場合は、情報資産利用申請により利用する情報資産の内容、目的、用途等について、情報資産所管課の承認を得る必要がある。また、情報システム課に報告することになっている。	・庁内連携により情報を入手する場合は、情報資産利用申請により利用する情報資産の内容、目的、用途等について、情報資産所管課の承認を得る必要がある。	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更は、重要な変更には当たらないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和7年10月31日	Ⅲ-3.特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	＜介護保険システム＞ ・磁気カードを読み取り装置に通し、パスワードを入力してシステムにログインする認証方式を採用している。また、ユーザアカウント毎にアクセス権限を設定しており、担当業務に必要な情報へのみアクセス可としている。	＜介護保険システム＞ ・ユーザアカウント毎にアクセス権限を設定しており、担当業務に必要な情報へのみアクセス可としている。	事前	システム刷新・標準化に伴い、実施前に提出するもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月31日	Ⅲ-3.特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	・磁気カードを使用してユーザIDを識別し、パスワードで認証を行っている。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。 ・ユーザアカウントは有効期限が設定しており、有効期限を過ぎた場合はシステムにログインできない仕様としている。 ・ユーザ認証には、職員証及びUSBトークンを利用した二要素による認証機能を設け、権限を保持しない者は接続できないようになっており、権限は統合宛名においては番号法、申請管理システムにおいては電子申請手続きに定められた利用事務の所管課の業務担当職員のみが付与している。	・端末ログイン時にICカードを使用してユーザIDを識別し、パスワードで認証を行っている。システムログイン時にもICカードを必須としている。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。 ・認証に使用するパスワードは、定期的に変更する運用を行っている。 ・ユーザアカウントは有効期限を設定しており、有効期限を過ぎた場合はシステムにログインできない仕様としている。 <統合宛名システム、申請管理システム> ・ユーザ認証には、ICカード及びパスワードを利用した二要素による認証機能を設け、権限を保持しない者は接続できないようになっており、権限は統合宛名においては番号法、申請管理システムにおいては電子申請手続きに定められた利用事務の所管課の業務担当職員のみが付与している。	事前	システム刷新・標準化に伴い、実施前に提出するもの。
令和7年10月31日	Ⅲ-3.特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	・ユーザーIDごとにシステムへのアクセスログを記録する。	・ユーザーIDごとにシステムへのアクセスログを記録する。	事後	表記を統一するための修正であり、重要な変更には当たらないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和7年10月31日	Ⅲ-3.特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	・認証カード情報で登録された事務分担に応じてシステム利用が制限されており、不必要な情報にはアクセスできない措置を講じている。	・ユーザーIDごとに登録された事務分担に応じてシステム利用が制限されており、不必要な情報にはアクセスできない措置を講じている。	事後	表記を明確にするための修正であり、重要な変更には当たらないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和7年10月31日	Ⅲ-4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・資料やデータの市の承諾なしの持ち出しの禁止 ・委託業務に係る作業従事者名簿の提出 ・作業室における最終退室時の施錠と守衛室への退室時間報告 ・名札の常時着用 ・休日・深夜作業に係る事前届出	・資料やデータの市の承諾なしの持ち出しの禁止 ・委託業務に係る作業従事者名簿の提出 ・名札の常時着用 ・保守作業室(統合運用管理)での作業に係る事前届出、ICカード貸し出し(入室の際に必須) ・保守作業室(統合運用管理)での保守端末ログイン時にICカード必須、端末から保守連携サーバへのアクセスIDについて原則として、統合運用担当のみの管理	事前	システム刷新・標準化に伴い、実施前に提出するもの。
令和7年10月31日	Ⅲ-5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	データ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくサーバ間通信に限定しており、誤った情報や相手への連携は発生しない。	データ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくサーバ間通信を基本としており、誤った情報や相手への連携は発生しない。別途出力データを庁内移転する場合も、必ず情報資産利用申請に基づいた移転を行い、許可していないデータの移転は行わない。	事前	システム刷新・標準化に伴い、実施前に提出するもの。
令和7年10月31日	Ⅲ-6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	<統合宛名システムにおける措置> ①接続システムの認証及び統合宛名システム接続端末での職員証及びUSBトークンを利用した、二要素による認証機能を設けており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を防止している。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ③中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	<統合宛名システムにおける措置> ①接続システムの認証及び統合宛名システム接続端末でのICカード及びパスワードを利用した、二要素による認証機能を設けており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を防止している。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ③中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	事前	システム刷新・標準化に伴い、実施前に提出するもの。
令和7年10月31日	Ⅲ-6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ③中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ③中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更は、重要な変更には当たらないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和7年10月31日	Ⅲ-6.情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更は、重要な変更には当たらないため、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月31日	Ⅲ-7.特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損のリスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更は、重要な変更には当たらないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和7年10月31日	Ⅲ-7.特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損のリスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ (新規追加)	＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ④中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバ・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバ・プラットフォームの移行の際は、中間サーバ・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更は、重要な変更には当たらないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和7年10月31日	Ⅳ-1.監査 ②監査 具体的な内容	＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更は、重要な変更には当たらないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和7年10月31日	Ⅳ-3.その他のリスク	＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更は、重要な変更には当たらないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和7年10月31日	Ⅲ リスク対策（プロセス） 6.情報提供ネットワークとの接続 リスク1 リスクに対する措置の内容	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ (略) (※2) 番号法第19条第8号に基づく主務省令及び番号法第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ (略) (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事後	記載方法の見直し（法令の改正による形式的な修正）であり、重要な変更には当たらない。
令和7年10月31日	Ⅵ-1.基礎項目評価 ①実施日	令和4年11月10日	令和7年10月7日	事後	再評価の実施に伴うもの。
令和7年10月31日	Ⅵ-2.国民・住民からの意見の聴取 ②実施日・期間	令和4年12月9日から令和5年1月10日まで（33日間）	令和7年7月7日から令和7年8月6日まで（31日間）	事後	再評価の実施に伴うもの。
令和7年10月31日	Ⅵ 評価実施手続 3.第三者点検 ①実施日	令和5年1月31日	令和7年9月12日	事後	再評価の実施に伴うもの。